

令和 2 年 第 4 回 (定例)  
須 恵 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 1 2 月 4 日

令和 2 年 1 2 月 8 日

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

議 会 事 務 局

# 目 次

## 第 1 号 ( 12 月 4 日 )

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	2
説明のため出席した者	2
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	4
町 長 諸 報 告	5
議 会 報 告	9
議案第 95 号	10
議案第 96 号	10
議案第 97 号	11
議案第 98 号	12
議案第 99 号	13
議案第 100 号	13
議案第 101 号	14
議案第 102 号	15
議案第 103 号	16
議案第 104 号	17
議案第 105 号	18
散 会	19

## 第 2 号 ( 12 月 8 日 )

議 事 日 程	20
本日の会議に付した事件	20
出 席 議 員	20
欠 席 議 員	20
議会事務局職員出席者	20
説明のため出席した者	20
開 議 宣 言	22
2 番 議員 男澤 一夫	22
5 番 議員 藤野 正剛	26
8 番 議員 世利 孝志	29

7番 議員 児玉 求	33
6番 議員 川口 満浩	45
14番 議員 今村 桂子	53
3番 議員 稲永 辰己	66
散 会	70

第 3 号 ( 1 2 月 1 1 日 )

議 事 日 程	71
本日の会議に付した事件	71
出 席 議 員	72
欠 席 議 員	72
議会事務局職員出席者	72
説明のため出席した者	72
開 議 宣 言	74
発議第 2 号	74
閉会中の継続審査	76
議案第 9 5 号	77
議案第 9 6 号	79
議案第 9 7 号	81
議案第 9 8 号	81
議案第 9 9 号	82
議案第 1 0 0 号	82
議案第 1 0 1 号	84
議案第 1 0 2 号	86
議案第 1 0 3 号	88
議案第 1 0 4 号	90
議案第 1 0 5 号	91
委員会の閉会中の継続調査について	91
議員の派遣について	92
閉 会	92

議事日程(第1号)

令和2年12月4日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 会議録署名議員の指名について  
日程第 3 町長諸報告  
日程第 4 議会報告  
日程第 5 議案第95号 須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について  
日程第 6 議案第96号 須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例  
日程第 7 議案第97号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 8 議案第98号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第 9 議案第99号 財産の取得について  
日程第10 議案第100号 財産の取得について  
日程第11 議案第101号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第7号)  
日程第12 議案第102号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第13 議案第103号 令和2年年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
日程第14 議案第104号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第15 議案第105号 令和2年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 会議録署名議員の指名について  
日程第 3 町長諸報告  
日程第 4 議会報告  
日程第 5 議案第95号 須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について  
日程第 6 議案第96号 須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例  
日程第 7 議案第97号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 8 議案第98号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第 9 議案第99号 財産の取得について  
日程第10 議案第100号 財産の取得について  
日程第11 議案第101号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第7号)

- 日程第12 議案第102号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
 日程第13 議案第103号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
 日程第14 議案第104号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第15 議案第105号 令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
会計管理者	合屋浩二	子ども教育課理事	御手洗文生
地域振興課長	甲能裕和	上下水道課長	稲永勝章
健康増進課長	今泉英明	住民課長	合屋真由美
福祉課長	吉川聡士	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	平山幸治	社会教育課長	安河内ひとみ
税務課長	横山剛	住民課参事	百田敦
総務課参事	舛本直明	まちづくり課参事	船井弘喜

子ども教育課参事	吉 本 孝 治	総務課課長補佐	白 水 婦 美
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。今年いろいろとコロナの関係で1年が多忙でございましたけども、今年最後の定例会になっておりますので、最後まで御審議よろしくお願ひいたします。

開会前に、広報委員会より会期中の議場内写真撮影の申出があつており、許可したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまから令和2年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

令和2年第4回定例会議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

11月27日午前10時より議会運営委員会を開催し、第4回定例会の運営について協議いたしました。

今回提出された議案は11件です。ほかに町長報告4件、閉会中の組合議会報告1件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会7件、文教厚生委員会3件、予算審査特別委員会1件で、議案第99号及び第100号の財産の取得については、関連議案のため一括議題といたします。

会期は、本日12月4日から11日までの8日間で、7日午前10時より予算審査特別委員会、8日午前9時より一般質問、終了後、全員協議会、9日午前10時から各常任委員会、11日午前10時から最終本会議、終了後、広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

第4回定例会の会期を、本日から12月11日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月11日までの8日間と決定しました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番議員、5番議員を指名します。

### 日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 本日、12月定例会を招集しましたところ、全議員参加の下、12月議会が開催できますこと、御礼申し上げます。

それでは、通告のとおり、町長諸報告を行ってまいりたいと思います。

#### **新型コロナウイルス感染症対策について**

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますけども、町民の皆様におかれましては、日々新型コロナウイルスの感染防止には、様々な御協力をいただいております、心から感謝と御礼を申し上げます。

11月中旬以降、ウイルス感染者が全国的に急増しており、医療体制の確保が大きな課題となっており、感染第3波に入っているという専門家の指摘もあり、緊張感をもってコロナ対策を行う必要があると考えております。

福岡県においても微増の状態が続いており、いつ感染爆発が起きてもおかしくない状況であると危惧しております。

当町におけるコロナウイルス対策につきましては、広報すえ11月号2ページから5ページまでに掲載し、ホームページでも掲載し、町民の皆様にご案内しております。議員各位のタブレットにもアップしておりますので、参考にしていただければと考えております。

なお、PCR検査並びに抗原定性検査についてでございますが、PCR検査においては、陰性、陽性の誤判定率が10%程度あり、疑わしい場合には、主治医の判断により再検査が必要な場合もあります。

併せて、抗原定性検査の場合は、PCR検査では検体の中のウイルスが5個以上あれば判定できますが、一般的な抗原定性検査の場合は、検体の中に100個以上なければ判定が難しいとされております。ただし、専用機器を使う抗原検査はウイルス量が少なくても検出できるため、PCR検査より精度は落ちるものの、精度としては十分で、無症状にも適しているとされております。

粕屋医師会の積極的な活動、支援体制により、町内医師会加入の医療機関では、係りつけ医が一定の症状があり、感染が疑われ、医師が必要と判断した場合、PCR検査や抗原定性検査を保険適用で受けられるようになってきております。

PCR検査指定医療機関としては、須恵町では、係りつけ医でなくても、甲植木にありますゆうろう内科で受診することは可能となっております。



無作為のPCR検査及び抗原定性検査の無料化は、健常者までが施設内感染を招くおそれがあり、現状では医療機関と連絡を密にとり、臨機応変に対応すべきと判断しております。まずは、不要不急の外出や人との接触を避け、マスクの着用や手洗いを今まで以上に徹底してもらうことが重要と判断しております。

これからの取組としましては、新しい生活様式としまして、現金を介した接触を減らし、コロナウイルス感染リスクを軽減するために、公共施設使用料金の窓口払いにキャッシュレス決済サービスを導入いたしました。12月1日から、住民課、税務課の窓口で、QRコードを使用したキャッシュレス決済が利用できるようになっております。来年度からは、自然食普及センター「なちゅらす」でも利用できるよう準備を進めております。

併せまして、12月1日から31日まで、「コロナに負けるな！須恵町のお店で最大20%が戻ってくるキャンペーン」として、キャッシュレス決済の普及と町内加盟店でキャッシュレス決済を利用した方にポイントを還元することにより消費喚起を促すことを目的としたキャンペーンを実施しております。

コロナウイルス感染症対策は、財政規模がまちまちの市町村独自で対応するには限界があり、対応は、国が責任を持って行うべきと判断しております。

そこで、先月26日開催されました全国町村長大会において、あらゆる事業に対して緊急要望を行うべく決議がなされております。その中で重点要望としまして、新型コロナウイルス感染症に関する要望を別途行っております。

詳細については割愛いたしますが、1番目に医療介護サービス等の提供体制の確保、2番目に、円滑なワクチン接種の実施、全額国費による財政措置を講じること、ワクチン接種に係る優先順位を、町村の判断に委ねることがない接種方法について明確な指針等を示すこと、3番目に、介護福祉分野等に係る支援、介護事業者が安心して継続的にサービスを提供できる感染症対策の徹底や、引き続ききめ細かな支援を行うこと、介護事業者が事業継続のため十分な適切な財政支援を行うこと、障害者福祉サービスを継続的に提供できるよう障害福祉サービス事業所に財政支援を行うとともに、感染防止対策の徹底と職員確保のための支援を行うこと。

子育て・教育支援策の実施、1番目に、子育て支援、子育て世代が安心して働くことができるよう利用料減免など経費について財政措置を講じること、2番目に、児童生徒の学びの保障等、ICTのさらなる環境整備及び財政措置を講じること、感染リスクを軽減するための少人数学級を推進すること、万全な経済対策の実施としまして、1番目に、中小企業、小規模事業者、観光業等への支援、各種給付金・助成金の申請簡素化、実態に応じた要件緩和、非課税措置等を柔軟に迅速に行うこと、事業継続、事業継承に対する支援を行うこと、観光・飲食・イベント等に対する支援を行うこと、2番目に、農林漁業者への支援、3番目に地域公共交通への支援、4番目

に防災減災対策の強化、大規模災害発生時に開設する避難所において感染防止、蔓延防止を図るための財政支援の拡充、大規模災害発生時の医療体制の確保、5番目に、万全な地方財政対策と国庫補助事業の柔軟な対応、税収落ち込みによる財政状況悪化に対する万全な対策を講じること、地方交付税の確保、臨時財政対策債を発行する場合には、国の責任として財政融資資金等を確保すること、固定資産税減免等の税制上の措置による減収分について国費で確実に全額補填すること、今後、感染拡大に対応するための財政需要が生じる場合には、町村が迅速に事業を実施できるよう、地域の実情に十分配慮し、地方創生臨時交付金等必要な財政措置を講じること、東京一極集中の抜本的是正を推進すること、以上を緊急決議し、要望書を国に提出しております。

議員各位におかれましては、それぞれの議員活動の中で、コロナ対策に対し、心配され、気をもまれていることと承知しております。今後の町独自の支援策につきましては、発生状況を的確に捉え、町民の方々や企業の方々が見られる支援策を、町単独で行う前に糟屋地区市町村協議会とコンセンサスを図りながら迅速に対応してまいりますので、御支援賜りますよう切にお願い申し上げます。

なお、今現在、予算化していない内容についての緊急対応でございますけれども、緊急を要する場合については、臨時議会の招集や喫緊の施策が必要な場合には、議長にお諮りし、町長専決で財政措置を行うことがありますので、その点については御理解賜りますようお願い申し上げます。

#### **地上デジタル・データ放送を活用した広報サービスについて**

2番目に、地上デジタル・データ放送を活用した広報サービスについてでございます。

令和2年度に完備したデジタル化須恵町防災行政無線の運用を開始しておりますが、夜間等においては、聞こえにくい、内容が分からない等の苦情が寄せられております。特に緊急を要する災害時の正確な情報が夜間には入手しにくいこともあり、糟屋地区市町村協議会で協議を行い、KBC放送局が提供しております「dボタン」を活用した地域情報提供サービスの導入を検討しております。

これは、広域な情報ではなく、24時間、須恵町の情報が「dボタン」を押すと須恵町内のイベントやお知らせを常時見ることができます。併せて、災害発生時には、須恵町の状況や避難勧告、避難指示の情報がタイムリーに見られる、併せまして、避難所の設置場所なども情報提供できる24時間対応システムでございます。

令和3年2月に試験放送を行い、内容調整を行った上で令和3年度の導入を行いたいと考えております。令和3年度当初予算に計上したいと考えておりますので、御理解御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### **須恵町企業版ふるさと納税について**

次に、須恵町企業版ふるさと納税についてでございます。

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。地方創生のさらなる充実強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引き上げや手続の簡素化等、大幅な見直しが、令和2年度、税制改正において行われました。

これによって、本社が所在する地方公共団体以外の寄附を行った場合、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と併せて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなっております。

この税制を活用するためには、地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣府の認定が必要となっております。

須恵町においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に、まち・ひと・しごと創生推進計画を作成し、令和2年11月6日付で内閣府より地域再生計画として認定されました。

今後は、須恵町の地方創生事業に対し、町外企業の皆様が寄附を通じて応援した場合に税制上の優遇措置が受けられることとなりましたので、本議会において、企業版ふるさと納税に関する条例制定や補正予算を、今回上程させていただいております。

新たに、企業版のふるさと納税が加わることにより、須恵町のさらなる活性化に尽力してまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### **町立認定こども園等民営化の進捗状況について**

最後に、認定こども園等民営化の進捗状況について御報告申し上げます。

民営化につきましては、昨年6月議会におきまして、「町立園の民営化について検討する」というお話をさせていただき、検討委員会を立ち上げるよう要請しました。

その要請を受け、担当課であります子ども教育課において、早速、民営化検討委員会を設置し、15名で構成された委員で協議を行いました。町の保育に関する課題、多様化する保育サービスの現状、町財政の財源の限界について承知していただいております。

その上で、民間の力を活用する方法等について御意見を頂き、民営化の方向性を示した民営化計画書の下承を得ました。そして、計画書、スケジュールに沿って、認定こども園等の保護者に対し、説明会を、コロナ禍の中、3密に注意し、分散して13回に及ぶ説明会を10月までに開催しております。

説明会では、民営化に対する反対意見等はなく、民営化後の保護者、子どもの不安を払拭できる方法、現在の保育状況を維持できるように、また民営化によって保育の質が低下しないよう事業者選定について慎重に進めてもらいたいという御意見を頂戴しております。

この意見を踏まえ、事業者選定委員会を立ち上げ、保護者の方にも委員として参画いただき、

募集要項について審議しております。ここでは、募集要項の内容につきましては概略説明をします。なお、詳細な説明は、全員協議会で担当課のほうから説明させます。

まず、民営化する保育所等につきましては、アザレア幼児園、れいんぼ一保育園と幼稚園を公募により募集します。

次に、れいんぼ一保育園と幼稚園は、認定こども園として公募し、優良事業者を選定するため、社会福祉法人、もしくは学校法人で既に保育園等の経営実績があることを条件にしております。

加えまして、須恵町が推進しております「0歳から15歳までの一貫教育」を継承できる事業者であることを条件にしております。

さらに、認定こども園等の土地及び園舎につきましては、土地は無償貸付け、園舎は有償貸付けとします。そして、事業者の選定は、12月にホームページ等で公募し、3月までといたします。

事業者移管の時期は、令和4年4月とし、1年かけて移行していきます。

募集内容については以上ですが、今後の進捗状況につきましては随時報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに併せて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問ありませんか。——質問なしと認めます。これにて質問を終結します。

---

#### 日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 令和2年11月24日火曜日に行われました令和2年第4回粕屋南部消防組合議会臨時会について御報告いたします。議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第14号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、人事院勧告に基づき、職員の期末手当の支給割合を変更するため、期末手当を0.05月分引き下げ、年間2.55月分とするもので、全員賛成で可決しました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので御参照ください。

以上、粕屋南部消防組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第99号及び議案第100号は、関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

#### 日程第5. 議案第95号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第95号須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第95号須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についてでございます。

この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、須恵町まち・ひと・しごと創生推進計画が、令和2年11月6日に内閣総理大臣に認定されたことに伴い、須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金を設置し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例、企業版ふるさと納税に活用するため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

この条例は、第1条から第7条で構成されており、基金の設置等について必要事項を定めております。

附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第95号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第95号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第6. 議案第96号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第96号須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲能地域振興課長。

○地域振興課長（甲能 裕和） おはようございます。

議案第96号須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例についてでございます。

この全部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案の理由として、空き家等対策の推進に関する特別措置法に準じ、特定空き家等の規定を追加することに加え、新たに長屋及び共同住宅の規定を定めるため、当該条例の全部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

第1条の目的から、5ページの第24条の過料まで改正をしております。全体で特別措置法に伴う改正を行い、第2条の定義、第2項で、空き家等の長屋及び共同住宅の住戸を明記して、整備しております。

6ページで附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

審議の方、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めますよって、議案第96号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第96号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第7. 議案第97号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第97号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第97号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、須恵町附属機関に須恵町特定空家等審査会及び須恵町障害支援区分認定審査会を追加するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

地方自治法第138条の4第3項の規定により、本町が設置する附属機関は、この条例で定め

るところによるとしてありますが、須恵町特定空家等審査会及び須恵町障害支援区分認定審査会が定められていないため、今回追加するものです。その他は字句の改正です。

附則で、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第97号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第97号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第8. 議案第98号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第98号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第98号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正は、個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に係る軽減判定所得基準の見直しを行うものです。

改正点といたしまして、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を、現行33万円から43万円に引き上げます。

さらに、従来の算定方法に、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えるものでございます。

その他、軽減判定基準の見直しに合わせた規定の整備を行っております。

次の2ページをお開きください。附則です。

第1項で、この条例は、令和3年1月1日から施行するとし、第2項で、この条例による改正後の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までは従前の例によるとしております。

以上、御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第98号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第98号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第9. 議案第99号

### 日程第10. 議案第100号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第99号及び日程第10、議案第100号財産の取得について、以上2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） それでは、議案第99号財産の取得について、財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産、コミュニティバス1台。取得の方法、特命随意契約。取得価格、2,268万2,370円。契約の相手方、福岡市東区箱崎埠頭2丁目2番26号九州日野自動車株式会社代表取締役柴垣勇。

続きまして、議案第100号をお願いいたします。議案第100号、同じく財産の取得について。取得する財産、小型コミュニティバス1台。取得の方法、特命随意契約。取得価格、900万円。契約の相手方、糟屋郡志免町南里4丁目16番1の2号福岡トヨペット株式会社志免店店長村上祐二、いずれも令和3年10月実施予定のコミュニティバス・ルート再編に伴い、新規車両を購入するため提案するものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、以上2議案を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第99号及び議案第100号を総務建設産業委員会に付託します。



## 日程第11. 議案第101号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第101号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第101号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めらるるものでございます。

内容につきましては、令和2年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億6,036万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億4,699万2,000円とするものです。

第2項歳入歳出予算の補正は、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条で、地方債の変更は、第2表地方債補正によるとし、第3条で、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。まず歳入からです。主なものを申し上げます。

14款1項国庫負担金は、障害児通所給付費国庫負担金3,500万円、2項県補助金は、個人番号カード交付関連の国庫補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などで8,122万6,000円の増額補正、15款1項県負担金は、障害児通所給付費県負担金で1,750万円、2項県補助金は、重度障害者医療費県補助金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費県補助金などで562万5,000円の増額補正、17款1項寄附金は、ふるさと応援寄附金が3億円の増額補正、18款1項繰入金は、財政調整基金繰入金を歳入増による収支調整で1億8,400万円減額補正しております。12款1項町債は、小学校トイレ改修事業債を420万円増額補正しております。

続いて3ページ、歳出です。

今回の補正は、まず各費目全体といたしまして、人事院勧告による期末手当の減額補正及び異動に伴う職員人件費の増減額補正を行っております。

主な補正といたしまして、2款1項総務管理費は、ふるさと応援寄附金の増による関連事業の増額やタブレット端末購入などで2億146万5,000円の増額補正、3款1項社会福祉費は、国民健康保険給与費等繰出金や後期高齢者医療特別会計事務費繰出金の決算見込み等による減額がございますが、扶助費の重度障害者医療費や障害者支援費、自立支援給付費の増加により1億

367万円の増額補正です。4款2項清掃費は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金が3,359万円の減額補正、9款1項消防費は、梅雨時期及び台風時期の職員の災害対応による時間外手当の増額で707万5,000円の増額補正を行っております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、1、変更です。起債の目的、小学校トイレ改修事業債、限度額4,620万円を5,040万円に変更するものです。その他の変更はありません。

6ページをお願いいたします。

債務負担行為補正、1、追加で9件ございます。表の中ほど、コンビニ交付システムクラウドサービス利用料と、その次のコンビニ交付システム保守業務委託は、3月に更新となっておりますが、その他7件は4月の頭からの契約となり、3月までに入札等契約の相手方を決定する必要があるため、今回追加するものです。期間、限度額は記載のとおりでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第101号を、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第101号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。

委員長に今村桂子君、副委員長に三角栄重君であります。

---

## 日程第12. 議案第102号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第102号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第102号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和2年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,556万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億4,279万7,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次の2ページをお願いいたします。まず歳入でございます。

5款1項他会計繰入金46万2,000円の減額補正は、給与費等繰入金の減額によるものです。6款1項繰越金6,603万1,000円の増額補正は、収支調整のための前年度繰越金でございます。

続きまして3ページ、歳出です。

1款1項総務管理費313万1,000円の減額補正は、職員の人事異動に伴う人件費の減額です。3款4項過年度納付金分16万円の増額補正は、国民健康保険事業費納付金退職分の精算金です。6款1項保健事業費1万1,000円の減額補正は、フルタイム会計年度任用職員期末手当の減額でございます。8款1項償還金及び還付加算金6,855万1,000円の増額補正は、令和元年度普通交付金超過分返還によるものでございます。

以上、御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第102号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第102号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第13. 議案第103号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第103号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第103号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和2年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から、それぞれ124万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億6,875万2,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。

まず歳入です。3款1項他会計繰入金は、一般会計から人件費分の事務費繰入金223万3,000円の減額補正を行っております。4款1項繰越金78万9,000円の増額は、収支調整のための前年度繰越金でございます。6款1項国庫補助金19万6,000円の増額は、歳出の後期高齢者医療システム改修に対するの補助金でございます。

次に3ページ、歳出でございます。1款1項総務管理費全体で124万8,000円の減額補正です。職員の人事異動に伴う人件費と後期高齢者医療システム改修業務委託料の補正をしております。

以上、御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第103号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第103号を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第14．議案第104号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第104号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第104号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に、それぞれ12万7,000円を追加し、総額を11億6,512万7,000円とするものです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。6款1項繰越金、補正額312万7,000円は、収支調整による増額補正です。7款2項還付消費税、補正額300万円は、消費税確定申告による減額補正でございます。

3ページをお願いします。歳出です。

1款1項総務管理費、補正額38万8,000円は、人事異動に伴う人件費の減額補正です。2款1項下水道事業費、補正額51万5,000円は、人事異動に伴う人件費の増額補正でございます。

以上、御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第104号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第104号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第15. 議案第105号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第105号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いします。

議案第105号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）です。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的収支の予算額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項営業費用、補正額2,912万7,000円の減額です。主なものは、人事異動に伴う人件費と水道ビジョン策定業務委託の延期による減額によるものです。

以上でございます。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第105号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第105号を総務建設産業委員会に付託します。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月8日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前10時54分散会

---

令和2年 第4回(定例)須 恵 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和2年12月8日(火曜日)

議 事 日 程 (第1号)

令和2年12月8日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出 席 議 員 (14名)

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稲 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	7番	児 玉 求
8番	世 利 孝 志	9番	三 角 栄 重
10番	猪 谷 繁 幸	11番	田 ノ 上 真
12番	田 原 重 美	13番	三 上 政 義
14番	今 村 桂 子	15番	松 山 力 弥

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	白 水 誠
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 長	諸 石 豊
会 計 管 理 者	合 屋 浩 二	子 ども 教 育 課 理 事	御 手 洗 文 生
地 域 振 興 課 長	甲 能 裕 和	上 下 水 道 課 長	稲 永 勝 章

健康増進課長	今 泉 英 明	住 民 課 長	合 屋 真由美
福 祉 課 長	吉 川 聡 士	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
まちづくり課長	平 山 幸 治	社 会 教 育 課 長	安 河 内 ひ と み
税 務 課 長	横 山 剛	住 民 課 参 事	百 田 敦
総 務 課 参 事	舛 本 直 明	ま ち づ け り 課 参 事	船 井 弘 喜
子 ども 教 育 課 参 事	吉 本 孝 治	総 務 課 課 長 補 佐	白 水 婦 美
監 査 委 員	吉 松 辰 美		



午前9時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。今日は一般質問となっておりますけれども、今日は傍聴者の方がたくさんおいでくださっています。9月議会から傍聴を再開したわけでございますけど、今日が、一番多いんじゃないかなと思っておりますが、商工会女性部の皆さん、ようこそ傍聴ありがとうございます。議会議員の向上のためにも、今日お帰りにはアンケートのほうを必ず提出いただきますようお願いいたします。よろしくをお願いします。

これから本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を認めます。2番、男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） おはようございます。2番議員、男澤一夫です。質問の前に、一言イルミネーション点灯式について述べさせていただきます。

12月5日に、第三小コミュニティイルミネーション点灯式に参加いたしました。出席いただいた平松町長から温かい祝辞、須恵高校吹奏楽部によるすばらしい演奏、かわいいダンスで盛り上げていただきました。カウントダウン後の点灯のときには、たくさんの歓声や皆さんの笑顔で、この事業の成功を感じました。コロナ禍で行事が中止になる中、地域の皆さんに喜んでもらったと思っております。事業を推進されたまちづくり課、3つのコミュニティ事務局、協力いただいた皆様に改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして、人口増加に伴う環境変化対策はということで質問いたします。

須恵町は、豊かな自然に恵まれ、福岡市にもアクセスがよく、人口増加、宅地化が進んでいます。今後も大規模な宅地開発や高層マンションの建設なども考えられます。自然と調和した町を目指し、心から「住みたい」、「住んでよかった」と思える町を築いていくには、計画的な都市形成を行うことが必要です。

緑豊かな自然を維持し、先住者の居住環境を守るため、周辺環境状況と調和した建築物の制限など対策が必要ではないでしょうか。

質問1点目、住宅開発など、地域住民の方への事前説明は十分なされているか。

2点目、先住者の景観や日照など、居住環境は保全されているか。

3点目、豊かな自然を維持するため、現段階で建物の規制はあるのか。

以上、3点をお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 世利都市整備課長。

○都市整備課長（世利 昌信） おはようございます。それでは、早速お答えさせていただきます。

近年、我が町は議員のおっしゃるとおりでございます。なおかつ周辺市町に比べ、地価が比較的安価なこともあり、都市部からの移住等により、宅地分譲や集合住宅の開発が増加しているところでございます。

議員が懸念されているように、今後、大規模開発や高層マンションの建設も十分考えられます。

そのため、第6次総合計画にもうたっておりますとおり、自然と調和した計画的な都市形成が重要だという考えの下に答弁させていただきます。

さて、我が町では、山間部を含む全町域が都市計画区域であるため、建築行為を行う際は、都市計画法、建築基準法の規制を受けることとなります。中でも、住居系、工業系、商業系の用途地域内では、それぞれの用途の規制、建蔽率、容積率等の規制があります。さらに住居系の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域内においては、高さ制限10メートル、最低敷地面積200平方メートル、壁面後退1メートルの厳しい制限があるところもでございます。

しかし、実際開発行為の多くは、用途地域外のいわゆる無指定地域の用途の規制のないところで、農地を転用するなどして行われているのが現状でございます。

しかしながら、町では開発行為等指導要綱を定めており、これにより、町内で行われる1,000平方メートル以上の開発行為に対しては、指導要綱に基づき適宜指導をしているところでございます。

それでは、1番目の住宅開発など、地域住民の方への事前説明は十分になされているかとのことですが、開発行為が町の指導要綱や都市計画法に該当する開発行為である場合は、隣接地へは必ず行って説明するよう行為者には指導してございます。

また、隣接地以外への説明が必要かどうかは、地元区長の判断を仰ぎ、影響が大きい場合等は、地元説明会を開催するか検討させ、周りの理解と調和も求めています。

続いて、2問目の先住者の景観や日照など、居住環境は保全されているかとのことですが、土地利用の制限などは、町ではしてございません。

日照等、建築物の高さに関していえば、建築基準法により、道路斜線、隣地斜線、北側斜線の制限がございます。また、特に周辺に影響を及ぼすと思われる中高層建築物に関しては、地上高10メートル以上かつ階数が3階以上の建築物は、指導要綱の規定により、町と協議することとさせていただきます。その際は、日照、日影、電波障害などの周辺に影響を及ぼす場合の対策と、周知することを規定しています。

また、先ほど述べましたように、第一種、第二種の低層住居専用地域については、都市計画法により10メートルの高さ制限があります。それに加え、用途無指定の地域においても、平成16年5月から、それまでは建ぺい率70%、容積率400%であったものを、第一種住居地域並みの建ぺい率60%、容積率200%に変更し、同時に、道路車線制限、隣地斜線制限にそれ

ぞれ1.5、2.5の勾配を規定し、無指定地域での建築物の高さに制限を加えております。

最後に、3問目の豊かな自然を維持するため、現段階で規制はあるのかとの質問ですが、建物に対する規制はございません。開発指導要綱では、緑化を努めることという規定がありますが、努力規定であり、強制するものではありません。また、緑地設置後の草刈り等の管理に費用がかかることから、事業者が敬遠しがちなのが実情でございます。

都市計画法や工場立地法に係る場合は、緑地や公園の法的設置義務がございますので、その際は、町と協議を行っております。

以上、都市計画、建築基準法等の規制により、住環境を保全しているところでございますが、併せて開発行為等指導要綱において、開発行為者の理解と積極的な協力を求めて、適切な指導と規制を行うことにより、周辺との調和を図り、計画的なまちづくりを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 男澤君。

○議員（2番 男澤 一夫） 丁寧な御説明、ありがとうございました。数字がたくさん多くて、私も分からないことがたくさんあったんですが、ただ、おっしゃられましたように、須恵町は町民憲章でもうたっていますように、「自然を愛し、美しい環境をつくります」というふうにうたっております。実際に、須恵町は緑豊かで自然いっぱいの町であります。

そこに近年、高層マンションが幾つか建ってきておりますので、先住者の方の居住環境、景観等がやっぱり損なわれてきているのではないかという思いで今回質問いたしました次第ですが、これから須恵町がどんどん人口増加していく中で、もともと6次計画の推計では、2020年度におきましては、2万7,744人の予定でした。現在、10月31日現在では2万8,892人ということで、はるかに想定を超えております。それだけ須恵町が、人気があるということだと思います。

その中で、やっぱり高さ制限がないマンションが建っていきますと、何ていうんですか、先住者の方の住んでいる環境が損なわれてくるので、私としましては、ある程度高さ制限がないところにも高さ制限を設けるべきではないかというふうに考えております。

それで、今後の計画がございますが、もしよろしければ、平松町長のこれからの須恵町についてお考えをお聞かせいただけたらありがたいと思いますが、よろしければお願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今、質問なされた男澤議員の質問の中身というのは、要は須恵町が、どんどん今人口が増えてきている。須恵町というのは、皆さん認識なさっているとおり、非常に住みやすい町であることは間違いない。ただ、人口が増えていくことで高層マンションができたりし

たときに、今現在我々が培ってきたこの町がいい方向になればいいんですけど、違う方向に行くんじゃないかという危惧だと思えますけども、まさにおっしゃっている部分が、私の町長になったときのテーマであることは間違いありません。

ですから、私自身、この町本当に住みやすい町だなと思っています。それをいかにして継続していくかということだろうと思えますけども、最近よく、最近というよりも以前からなんですけども、私よく商工会の青年部の方々、それとか30代とか40代の方々とよくお話する機会があるんですけども、彼らによく言っているのが、まちづくりというのは、あなたたちがどういう町にしたいんだ、そのことが大切なんですよと。それを、要するに議員の各位とか町に対して、一つの発意としてテーマを持ってやるべきだと。行政が押しつけてやるようなまちづくりというのはいずれ失敗するというのを、よく申し上げております。ですから、非常に商工会の青年部の方々とか、今、須恵町の30代、40代の人たち、元気があります。

彼らによく言っている例として、湯布院のことをよく例に話します。約40年ほど前、本当に寂れた温泉でした。それが、その当時の商工会の青年部の方々が、何とかせないかんとということで、まちづくりに乗り出したのが商工会青年部です。まず、かっぱの駅造ろうと、それで少し脚光浴びてお客さんが来出した。これに対して、商工会の大人が動き出した。このまんまじゃいかんと、議員が動き出した。それに対して、町がまちづくり計画を見直して、皆さんの意見を聞いて、今の状況に至ってます。日本一の温泉街を造り上げた、寂れた温泉がですよ。そこには、彼らの思いがいっぱい詰まっているわけで、それを我々が止めちゃいかんと。

だから、今、商工会の青年部の方々に非常に期待しておりますし、まして40代、30代の人たちが非常に今元気がある。彼らが発議しやすいような雰囲気をつくる中で、この町をどうしていくんだということを提案してもらうことを我々、あるいは議会の人たちと真摯に受け止めながら、将来、この町がどうなっていけばいいのかというのは、役場だけで考えることじゃないと、みんなで考えていこうという形で、今、町長という立場ですけども、個人的にも彼らとよく話をしながら、みんなが本当に住んでよかったねと言える町は、あなたたちしかつukれないんだと、役場じゃありませんと。

高層マンションができようが何しようが、その人たちが来る理由として、そういった環境があるから来るということであれば、彼らも巻き込んでいく力を、商工会の青年部、あるいは今の40代、30代の人間は持っています。

ですから、私は、そういったところからまちづくりというのを、都市化していくこの須恵町の中で、最も大事な部分はその辺りだろうと、その話合いの場を持っていくというのが大切だろうと思えます。

ですから、男澤議員がおっしゃっていること、重々私も分かっておりますので、これから男澤

議員もその仲間に入っていただいて、どんどん夢のあるまちづくりを進めたいと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 男澤君。

○議員（2番 男澤 一夫） 平松町長、ありがとうございます。私も、都市計画審議会に所属しておりますので、これから頻繁にそういう会議を持たれて、そういう発言ができればいいなと思っております。

本日、この質問を通じまして、須恵町の進む方向が確認でき、有意義なやり取りができたと思っております。

これにて質問を終わります。ありがとうございました。

-----  
○議長（松山 力弥） 5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） おはようございます。5番、藤野正剛、通告書に従って質問します。

上須恵皿山地区にある町営のかしのきはらキャンプ場は、平成20年に閉鎖され、現在は使用されていません。タブレットに現状の状況写真を載せておりますので、御覧ください。

現地を確認しますと、施設はそのまま残った状態ではありますが、バンガローや炊事場、照明灯など、少し手を加えるだけでまだまだ利用できるのではないかと思います。

今年は、新型ウイルスの感染拡大により、人々の生活様式がこれまでとは大きく変化しました。その一つに、移動手段において、感染防止のため、多くの人々が利用する公共交通機関を避け、マイカーでの利用が増えました。そのことで、家族や友人など、アウトドアにおいても車を利用し、自然を満喫するオートキャンプが活気を取り戻しているようです。

隣接する篠栗町の若杉楽園キャンプ場や宇美町の昭和の森一本松公園キャンプ場は、休日は予約をしないと利用できないほど多くの方が利用していると聞いております。

まずは、町民の方々の利用だけでもいいと思います。もう一度以前のように地域の子ども会や学校、部活動の合宿など、自然の中で楽しみながらキャンプ体験や交流ができる施設として利用できないものかと考えます。

そこで、1、町として施設の再利活用を考えているか。

2、教育やコミュニティの場として活用することをどう思われるか、以上、町長の見解をお尋ねします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） かしのきはらキャンプ場は、皿山公園の一角に、昭和59年6月に開設しております。管理棟、キャビン棟、バンガロー5棟、テント10張、共同炊事場、照明灯、トイレを完備した施設で、収容能力が約120名で、学校の屋外キャンプや子ども会などの各種団体

や町内・町外を問わずに家族連れなどの一般利用者に開放してまいりましたが、平成20年9月末をもって閉鎖しております。

この閉鎖に至った経緯としましては、レジャーの多様化などに伴い、年間利用者がわずか数名の年が続くなど、年々利用者が減少傾向となったこと、そして、開設から年数を重ねるにつれて、施設の老朽化による管理運営費が増加したこと、財政面から見ても、キャンプ場の運営をしていくことは困難と判断し、閉鎖に至っております。

その後、今日に至るまで、キャンプ場の管理については、周囲の環境保全に影響を及ぼさないよう、定期的に点検・管理を行っているところでございます。

キャンプ場の再利用につきましては、閉鎖になった経緯、また、平成23年3月議会において、須恵町野営場林間休養施設かしのきはらキャンプ場管理運営に関する条例の廃止を決議していただいておりますので、町として老朽化した施設に新たに整備投資を行い、利活用し、管理運営していくことは、議会の皆様と協議していく必要があると考えております。

しかしながら、この状態のまま老朽化した建物を放置しておくわけにはいきませんので、建物等については、将来的には解体が必要だと考えております。

財源の確保についてですが、現在、森林経営計画を実施しております。町有林の収入間伐、いわゆる町の木を伐採し、木材を売り払い、収入を得ることを進めておりますので、この財源を活用し、将来的には建物解体を視野に入れ検討したいと思っております。

次に、教育やコミュニティ事業の場としての活用でございますが、現在、暮らしのコミュニティ構想で、各校区コミュニティが多岐にわたる分野で活動に取り組んであります。その中に、まちおこしの分野で、地域資源管理及び活用や絆づくり分野で憩いの場づくりなどの事業がありますので、キャンプ場の再利用について協議していくことは可能ではないかと考えております。

また、青少年アンビシャス応援団に所属する須恵町おやじの会という各小中学校の有志の保護者で形成した団体が、まちおこしや青少年育成のために様々な活動を行われております。その中に、小学校の生徒が通学しながら団体生活を行う、いわゆる通学合宿を実施されており、その活動に利用することができないか、並びに実現可能なキャンプ場運営のあり方について意見を求めることも可能ではないかと考えております。

当然ながら、壊してなくなってしまうよりも、緑豊かな自然の場所にある施設を、地域住民で協働して活用していくことができるのであれば、校区コミュニティの推進につながることでと考えております。

したがいまして、教育やコミュニティ事業の場として再活用は、関係各課並びに関係団体との協議を進め、よりよい活用方法を探ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 藤野君。

○議員（5番 藤野 正剛） 町長の回答内容は、前向きに考えると捉えてよいと判断しました。

その上で、町長の答弁をもう少し詳しくお聞かせ願いたいのですが、須恵町おやじの会の活動に触れられましたが、須恵町おやじの会に活用方法を委ねるという意味でしょうか。かしのきはらキャンプ場は、もともと町営施設であり、廃止した経緯がありますので、まずは役場内での検討が必要かと思われませんが、どうでしょうか。

その後、社会教育委員会や行政内部で検討した上で方針を決定されると理解していたのですが、その点も併せてお答え願います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） かしのきはらキャンプ場の廃止に至ったいきさつにつきましては、冒頭説明したとおりですが、コロナを契機に一人キャンプやアウトドア志向の高まりにより、キャンプがクローズアップされ、全国的に人気を博していることは十分承知しております。

須恵町コミュニティの充実と強化は、これからのまちづくりにおいて、ソフト事業として最優先と考えております。

私が教育長時代に、第一小学校PTAで組織するおやじの会が、主体的に通学合宿を行いたいとの申出があり、社会教育予算、補助事業を利用し、バックアップ体制を取り、現在では、小学校3校においてそれぞれのおやじの会主催による通学合宿が実施されるまでに成長してきております。

また、不要になった携帯電話の部品を集め、東京オリンピックのメダル製作にいち早くおやじの会が手を挙げられ、その集大成として第一小学校にオリンピック柔道金メダリストを、金メダルを獲得した選手を招聘し、講演会を成功させるなど、活動、活躍の場を着実に広げてこられております。

そして、記憶に新しいイベントとして、須恵町、須恵町議会が後援し、おやじの会主催で全日本柔道監督井上康生さん、東海大上水柔道部監督を招聘し、講演会、実技指導を大成功させました。そして、皆さん御存じのとおり、町内景観アップのために、アザレア前のトリックアートや高速道路ボックス壁面の壁画、高齢者に対する遺影撮影会など、全て町の支援があったことは事実でございますけども、自分たちでまちづくりをやろうとしている、このことが重要であって、彼らの成功体験がまちづくりの大きな流れになってこようとしております。彼らは、まちづくりを楽しみながら生き生きと実行しようとしています。彼らは、いろいろな職業な人たちで、いろいろな技術や知恵を持っています。まさにイノベーションを須恵町で起こそうとしてくれております。

まちづくりは役場が主導して行うものではなく、先ほど、男澤議員の質問に対してもお答えし

たように、30代、40代の人たちが力強く牽引し、20代や10代、そして全ての年齢階層を巻き込んで、みんなで知恵を出し合っていくものだろうと思っております。

彼らがこれからのコミュニティの主役であろうことは紛れもない事実であり、そのように育ってくれることを強く願っております。

彼らが望むまちづくりを聞く、あるいは語り合う場をかしのきはらキャンプ場問題をきっかけに、地域コミュニティや商工会青年部を巻き込んで、明るい熱気にあふれたまちづくりを提案してもらい、議員の皆様と一緒に作り上げられたら素晴らしいと考えております。

そのための支援を今後も惜しみなく行ってまいりたいと思いますので、議員各位の御支援、そして町民皆様の御理解をいただいた上で、かしのきはらキャンプ場を一つのテーマとしながらまちづくりを語っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 藤野君。

○議員（5番 藤野 正剛） 町長のまちづくりに関する考え方の一旦を聞かせていただき、まちづくりは地域コミュニティを含む全ての階層の人たちが、積極的に参加して行うべきだということ、その支援を町長自ら先頭に立ち、支援していくんだという力強いメッセージと受け止めました。

かしのきはらキャンプ場の早期検討もお願いし、私の質問を終了します。

-----

○議長（松山 力弥） 8番、世利孝志君。

○議員（8番 世利 孝志） 8番議員、世利孝志でございます。めっきり寒くなりまして、来週からまた一層寒くなるということでございますので、この時期でございますので、皆さん方、十分体に気をつけて、留意していただきたいと思っております。

早速ですが、通告に従いまして質問いたします。

山々が紅葉で色づき、久我記念館周辺ももみじなど見事に紅葉しています。そこに、質問書に掲げているとおりでございます。この一角は、自然豊かで森の公園として守っていかなければいけません。

久我記念館は、年間15回の展覧会や様々な催し物等で、昨年は5,749名の方々が来館されました。また、近隣の方々が、風景撮影や、また藤浦側、それから皿山のささやきの小径側から散歩に来ておられます。

このコロナ禍の中で、自然を求めてくる方々の憩いの場として整備せねばと思っております。

この種の件で、以前、29年3月、今村議員が久我記念館周辺の整備について質問がありました。このときとちょっと内容は違いますが、その後改善されたと思っておりますが、その年の12月の進捗状況報告に、間伐については検討事項として報告がございました。



元来この場所は景観がすばらしくよいところですが、この資料に今載せておりますけど、写真を載せておりますが、あずまやから眺めた景色は、木々の陰でかすかにしか望めません。また、下側の藤浦側から見上げた景観も、以前は久我記念館のれんが造りの風貌がかすかに望めていましたが、現在は全く見えません。自然を残しつつ手を加えたら、景観もよくなると思います。

そこで、久我記念館周辺の整備について質問いたします。

1つ目、久我記念館周辺の大木、主にあそこは、大木というのは、楠とか主に杉があるわけですけど、景観の妨げになる雑木の間伐はどう考えてあるのか。併せて、その間伐をしたら、その間伐材を利用して、あそこの周辺に、あずまや周辺にベンチを設置したらどうか。

2つ目といたしまして、あずまやの整備と周辺木々の整備をとということで、これも写真につけて、資料としてつけておりますが、29年の質問のときには、お茶会の話が出ておりましたけれども、お茶会はあずまやですればというふうな町長の答弁があったわけですけども、ちょっと見ていただければ、お茶会どころじゃなくて、ちょっと荒れている状況です。何か手を加えんと、あのまま廃屋になってしまわんかと思うわけです。

また、あずまやに横から上る階段は、もう階段が壊れて、仮の形でちょっとおいてありますけど、ちょっと危険じゃないかなというふうに思います。

あそこの中のあずまやも、今現在、葉っぱでもう中がいろいろ汚れておりますので、これ何か、ほうきか何かちょっとつけていけば、誰か来られた方が掃除したりとかできるんじゃないかとか思うわけです。そういうふうな方法です。

3つ目といたしまして、駐車場でございますけども、駐車場は、藤浦から上がった駐車場、上須恵側と2つあるわけですけど、藤浦側から上がった駐車場は車7台分。その藤浦側は、もう舗装してきれいになっていきますけど、上須恵側から上がったところは、もうちょっと手を加えないかんかなとか思って、車を止める分についてはよろしい、これも、七、八台はあると思います。駐車場増設の予定はあるかどうか、その3点について質問したいと思います。よろしく願います。

○議長（松山 力弥） 安河内教育課長。

○社会教育課長（安河内ひとみ） おはようございます。初めて登壇いたします。よろしく願います。

それでは、世利議員の久我記念館周辺の緑地整備の御質問について回答させていただきます。

久我記念館は、昭和54年に五千男氏によって建てられた私設美術館が前身でございます。豊かな自然環境の中で、芸術作品を鑑賞する目的で、藤浦団地の奥の杉林を切り開き、建設されたと伺っております。

また、森の緑とれんがの赤壁のコントラストが美しく、福岡県建物百選にも選ばれております。

これからも、「自然と調和した森の美術館」のコンセプトを大切にしながら、非日常的な空間を体感できるようにしていきたいと考えております。

コロナ禍においての自然志向者が増加しています。今後は、久我記念館だけでなく、隣接するささやきの小径、皿山公園、歴史民俗資料館の地域資源の連携を図り、美術、自然、歴史と相互の観光資源を生かし、誘客を図っていきたいと思っております。

御質問がありました久我記念館周辺の環境整備については、自然教育林推進協議会から、ささやきの小径の利用促進に関する要望書が提出され、自然教育林基金を活用して、環境の整備を行うよう考えているところでございます。

それでは、質問要旨についてお答えいたします。

1 問目及び2 問目の樹木の整備については、関連がありますので、一括してお答えいたします。久我記念館の赤れんがの建物は、以前、麓からも見えておりましたが、40年の歳月で木々が生い茂り、御質問のとおり展望の妨げになっている状況でございます。

久我記念館は、もみじの紅葉を生かすために、館周辺の樹木の剪定、伐採を実施しております。ですが、なかなか追いついていない現状でございます。

大木、杉の伐採は、山からの吹き下ろしの風に対応し、自然災害を防ぐ役割を担っていることも想定されるため、行っていない状況でございます。

今後、久我記念館から市街を一望できる展望、そして、町のランドマークになるよう、周囲の杉林との調和を図りながら、景観の妨げとなっている樹木の整備を次年度より計画的に実施していきたいと考えているところでございます。

2 問目のあずまやの整備についてでございます。

久我記念館敷地内のあずまやは、昭和63年に建設しております。木造のテーブルや椅子、そして、躯体はまだしっかりしておりますので、現在、破損しています階段の修繕を行うように考えているところでございます。

今後、久我記念館周辺の整備を行うことにより、あずまやから市街を眺望することができ、あずまやの利用増加につながればと思っております。

3 問目の駐車場の増設についてでございます。

この件につきましては、駐車場の増設をするよう進めているところでございます。久我記念館周辺の自然環境整備により、久我記念館の来館者が、周囲の自然環境を楽しむことができるとともに、久我記念館からささやきの小径を通り、皿山公園や岳城山への自然環境を楽しむ新たな動線が生まれ、環境資源の活性化も期待されます。

また、久我記念館の藤浦区側の駐車場は、館との標高差が約20メートルあり、急な上り坂は高齢者にとっては厳しい現状です。館へのアクセスの利便を図るためにも、館周囲の自然を生か

しつつ、駐車場の整備をさせていただきたいと思っております。

今後、議会にお諮りして、次年度以降、自然教育林基金を活用して、久我記念館周辺の整備を進めさせていただきたいと考えております。議員の皆様の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 課長、ごめんね、安河内社会教育課長、「社会」を入れなかったんで、改めて安河内社会教育課長でございます、すいません。

世利君。

○議員（8番 世利 孝志） ありがとうございます。温かい答弁頂きまして、あそこも活気あふれる森になるんじゃないかなと思っております。早期にお願いしたいと思っておりますけども、久我記念館前のモニュメントに、ここに掲げてある自然教育林の方々がしてあるんですが。「森が人間をつくり、人間が森をつくる」と書いてあります。まさにそのとおりでございます。

今、いろいろあずまやと間伐関係、駐車場を上げておりますけども、前向きに検討をしていただくように私は受け止めました。早期にこれができること。

そしてまた、あそこは、とにかく日当たり、やっぱり間伐してないもので、日当たりがもう悪くて、ちょっと暗い感じがするとです。あれを間伐とかを入れればちょっと明るくなって、樹木のためにもなるんじゃないかなと思っております。

私も、時々あそこに行くんですけど、藤浦のほうから時々徒歩で歩いて行きます。先日も、奥さんが一人で来ちゃって、どこから来ちゃったですかって聞いたら、甲植木からってということで、自転車で藤浦の下まで、下のところに止めて、それから歩いて、上に駐車場ありましたがって言うたら、自転車押し切らんけん、下に止めて歩いています、きついんですねってということで言われていましたけども、そういうことで、数人やっぱり久我記念館に行く人以外にも、あそこにやっぱり紅葉がきれいだもんだから、毎年というか、この時期になったら来ますとようなふうに出てありました。この紅葉も残して、ながら、やっぱり整備していかないかんちゃんないかなと思うて、もちろん久我記念館に来ていただくのはもちろんですけども、久我記念館以外であそこに散歩に来ると、ここに書いてありますように、そういう人たちがこれから多く、こういう時期ですので。

先ほど、2人の質問の中にも、自然というのが出ておりました。また、ささやきの小径も、キャンプ場の横からずっと道があつて。ただ、あそこは、ささやきの小径はいいんですけど、その女性の方、奥さんに、あそこもきれいですよ、向こう行かれますよ、怖いんですよちゅうようなことで、確かに女性が一人であそこを通るのは、やっぱりけもの道みたいな感じで怖いとは、あると思っておりますけど、これはちょっとなかなか難しいことと思っております。

いずれにいたしましても、今後、この3項目よろしく申し上げます。

さっきもちよっと言うたけど、ほうきか何かあそこに置いてもらえりゃ、私も時々来ますから、掃除しようと思うとりますので、ほうきか何かぶら下げるか何かしてから、しといていただければと思っております。どうぞ早期、よろしく願いいたします。

再質問ちゅうのは、もう今の答弁で分かりましたので、いたしません。どうぞよろしく願いしたいと思います。

それでは、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松山 力弥） 7番、児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） おはようございます。日本共産党の児玉求です。ただいまより一般質問を始めます。

コロナから命を守る須恵町に、です。

新型コロナ感染者が増え続けています。糟屋郡内の12月6日現在の陽性者は310人で、県内で3番目であります。

新型コロナウイルス感染症予防策は、かかりつけ医師等の検査要請に応えられる体制と検査機器の拡充が必要です。

抗原定量検査機器の特徴は、無症状者の唾液また鼻咽頭拭い液での検査ができ、30分で判定ができることであります。

県は、県内3か所の保健所に配置予定ですが、陽性者が3番目に多い糟屋地区に配置すべきと思います。

1問目、糟屋地区市町長協議会で、また、糟屋郡町長会、また、粕屋医師会と協議し、糟屋地区に抗原定量検査機器を配置されるよう県に要望していただきたいと思います。

関連いたしますが、県はまた、かかりつけ医院でもインフルエンザと同様に、新型コロナウイルス検査ができる体制の整備を県医師会と協議するとしております。市町協議会、町長会は、粕屋医師会との協議はされておられるでしょうか。これもお尋ねいたします。

2問目に、町民のPCR検査、抗体検査の費用は、町負担でやるべき。

3問目、町税の猶予、国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免申請の状況と周知徹底対策はなされているか。減免者数を教えてください。それと、減免された総額は幾らでしょうか。

4番目、今、コロナ支援策がされて、非常に須恵町の支援策は、糟屋郡内の中でもすばらしいという評価が出ております。さらなる支援策を、でも、すべきです。どのようにされるか、お聞かせいただきたいと思います。

最後に、2次のコロナ交付金が出されまして、家賃を含む事業継続、雇用維持分が1億1,300万あります。家賃支援また大学生等応援給付金事業として、一律10万円の支給をされたらどうですかということです。

以上、お尋ねしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 今泉健康増進課長。

○健康増進課長（今泉 英明） おはようございます。1番目と2番目の質問は、健康増進課がお答えします。

まず、1番目の質問でございます。糟屋地区市町長協議会で、県で3番目に陽性者が多い糟屋地区に抗原定量検査機器を導入するよう県に要望するべきではについてお答えします。

抗原定量検査機器は、県の検査技師がいる県内3か所の保健所に、令和3年1月中旬頃配置の予定で、田川・北筑後・筑紫保健福祉環境事務所になります。糟屋管内の管轄は筑紫保健所となり、粕屋保健所で採取した検体を持ち込む体制となりますので、糟屋地区への抗原定量検査機器の導入要望については、感染状況を見ながら考えていきたいと思っております。

2番目の質問についてでございます。町民のPCR検査、抗体検査費用は町負担でについてお答えします。

PCR検査につきましては、無料で行っているのは妊婦さん、今後は高齢者施設、障害者施設の施設職員が対象となっております。今現在、皆さんの予防対策により、医療機関が逼迫した状態ではないので、一般の町民に対するPCR検査の費用を助成することは考えておりません。

抗体検査につきましては、血液を調べて新型コロナウイルス抗体の有無を調査するのが目的で、予防ではなく疫学調査等に利用されます。現在、国が福岡県民に対して募集を行い、無料で検査することになっております。したがって、須恵町単独で抗体検査の費用を助成することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、御質問の税の猶予、保険料の減免、それから件数等についてお答えいたします。

各税金等の猶予、減免等の申請状況についてですが、納税の猶予件数37件、国保税の減免件数33件、後期高齢者医療保険料の減免件数が3件、介護保険料減免件数が3件、金額にして約1,800万円の猶予・減免を行っております。

猶予・減免等の制度の周知につきましては、広報誌や町のホームページで掲載しているほか、窓口や電話での相談時に制度の説明をその都度行っております。

介護保険料につきましては、先月下旬に介護保険広域連合より減免申請の広報依頼がありまし

たので、ホームページでは12月中にお知らせし、2月号の広報誌に掲載することとしております。

次に、さらなるコロナの支援策、今後の対策ということですが、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、第3波が発生していると考えざるを得ない厳しい状況のため、町民の皆様に感染防止対策の徹底をお願いしたところでございます。

対策につきましては、国、県の動向を見ながら、今後も住民目線に立って必要な施策を行ってまいります。そのときは、議会に提案させていただきたいと考えておりますので、御審議方よろしく願いいたします。

次に、コロナ交付金の件ですが、地方創生臨時交付金では、国の施策でカバーし切れない地域の実情に応じた取組の財源に充てるものであり、国の施策と組み合わせながら有効に活用するものでございます。

交付金の対象事業は、各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行うことができます。第2次補正予算は、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分と、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応分とに分けて、交付の限度額が通知されておりますが、事業継続等への対応分と、新しい生活様式等への対応分の交付限度額の合計の範囲内で、相互に融通することが可能となっており、本町では限度額の枠にとらわれず、町民や事業者の方々にとって必要な対策を議会で承認をいただき実施しております。

御提案いただいた家賃支援や大学生等生活応援給付金事業に関しましても、現段階では町独自で支援を行う予定はありませんが、今後の状況を踏まえながら、町民に寄り添った支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 町長の見解もお聞きしたいと思います。

○議長（松山 力弥） あなた、今2問目ですよ、よろしいですか。

○議員（7番 児玉 求） いやいや。

○議長（松山 力弥） いやいやじゃないって。

○議員（7番 児玉 求） 私は、町長にということで通告しているんですよ。

○議長（松山 力弥） だから、答弁者が、通告者の町長が担当課にさせたんですよ。その後2問目しますから。

○議員（7番 児玉 求） 町長だから、町長もあれでしょう、町長も回答してもらわんとはいけませんよ。2問目じゃありませんよ、これ1問目じゃないですか。

議長が、私は町長に通告したんです。各課が言われたのは、もちろんよく聞きますけど、最後

に町長の見解も必要です。お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 町長。もう2問目じゃから、してください。

○議員（7番 児玉 求） ちょっと待って、議長、何で。

○議長（松山 力弥） あなた立った、2問目でしょう。

○議員（7番 児玉 求） 2問目じゃないじゃないですか。

○議長（松山 力弥） だから、私が、ここ整理権あるんだから、あなたの言った分に対して説明したやないですか。

○議員（7番 児玉 求） 私は、通告したのは町長に通告しているんですよ、議長。だから……。

○議長（松山 力弥） だから、町長が各担当課に説明をさせとるわけでございます。いいですか、それでいいじゃないですか。

○議員（7番 児玉 求） よくないですよ、何のために通告するんですか。もちろん各課のお話は聞きたいんだけど、通告名は町長にしているんです。だから、議長、あなたの采配がまずいんです。（発言する者あり）

○議長（松山 力弥） だから、私が担当課にさせたんだから、町長が代表やけど、町長がこれに、担当課にさせたわけですよ、代理で。

○議員（7番 児玉 求） それはもちろんいいですよ。もちろん担当課のお話も聞くんだけど。

○議長（松山 力弥） だから、そうやってあなたが私に言うんやったら。

○議員（7番 児玉 求） 1問目でしょう。

○議長（松山 力弥） うるさい、黙って聞け、整理権は俺にあるんだ。おまえ、動議出させるよ。

○議員（7番 児玉 求） 何を言ってるんですか。

○議長（松山 力弥） 整理権は私が持っていますから、私の言うこと聞いてください。

○議員（7番 児玉 求） いやいや、ちょっと待って。議長、あなたは、議長というのは、公平中立の立場で。

○議長（松山 力弥） そうです、公平中立であります。

○議員（7番 児玉 求） そうじゃないでしょう。

○議長（松山 力弥） 私は、この議事運営をするために、私が担当課2名にさせました、いいですか。

○議員（7番 児玉 求） いや、だから、町長の通告をしているんです。だから、町長の発言を求めます。（発言する者あり）2問目じゃないですよ、1問目ですよ。

○議長（松山 力弥） 児玉さん……、よし、ここでお諮りします。暫時休憩したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 再開を10時10分といたします。暫時休憩します。

午前9時58分休憩

-----

午前10時13分再開

○議長（松山 力弥） 先ほど、町長の1問目の答弁するしないで、児玉議員と協議しましたけども、児玉議員が受け入れられないということでございます。

ここでちょっと説明させていただきますけども、一般質問は、私、議長宛てに提出されるものであって、そこら辺で、その中で、質問要旨の中で、質問は町長、教育長の長の名前で提出されるようになっております。それで、町長が課長に任命し、説明させるのも何ら関係ありません。そういうことで1回目の質問に対しては、各課の課長がすることがあります。この件につきましては、町長が、課長に説明した後、2問目から説明をさせると協議を済んでおりましたので、私が了解しました。

それを児玉議員が納得できないというのでございますけども、それが納得できなかったら、私が一般質問を取り仕切る形でありますので、また、この議会の整理権を持っておりますので、それを認めない場合は、一般質問は却下いたします。

児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） 今の裁決は不当でございます。申し上げますけど、通告書に町長宛てで通告は出してあります。町長が、各執行部の課長に細かいことを指示するのは、もちろん結構なことではございますが、その1問目に町長は回答をされるべきです。それが……。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、それを私が許可しました。2問目から結構です。

○議員（7番 児玉 求） それは、私の了解を得てからじゃないと、許可はできませんよ。

○議長（松山 力弥） そんなのないです。

○議員（7番 児玉 求） あなたの、議長の越権行為だ、そりゃあ。

○議長（松山 力弥） だから言ってるでしょう、私が権利を持つとると言ってるでしょう。

○議員（7番 児玉 求） あなたは権利、進行する権利はあるけど。

○議長（松山 力弥） ちょっと待て、一般質問じゃないけんね。これ意見として、ちょっと一遍帰って、あそこの席に。そこでしょう、それからしよう、一遍やり直そう。

児玉さん、あなたは自分の意見を主張しよるけど、自分が一步下がる道とか、私がここに権利を持つとる意味分かります、分かりますか。

○議員（7番 児玉 求） もちろん分かります。

○議長（松山 力弥） 分かりますか。



○議員（7番 児玉 求） はい。

○議長（松山 力弥） 前の議長も言いましたけども、ここで一番最高責任を持つてるのは誰ですか、言ってください。この議場で、町長より、町長といいいますか、私、誰がここで裁量権持っていますか、言ってください。

○議員（7番 児玉 求） それは議長です。

○議長（松山 力弥） 議長でしょう、私の言うことを聞かない場合は却下いたします。よろしいですか。

○議員（7番 児玉 求） いいえ、議長。

○議長（松山 力弥） そんならしてください。

○議員（7番 児玉 求） あなたの権限というのは、議会を正常に進行するというので、公平に中立の立場でやらないといかん。自分が好かんけん、なして私の1問目を町長が……。

○議長（松山 力弥） だから私が、町長と協議して、細かく説明するのは担当課が専門でございますので、担当課に説明させていただきますと。それで、児玉さんが質問2問目からは私が答えますということを、町長と了解の下で私が決めました。

○議員（7番 児玉 求） そういう、私の了解なしにそういうことを決めることはできません。議長の越権行為だ、そりゃあ。

○議長（松山 力弥） 違うでしょう、説明させんと言っていないでしょう。だから、私、2問目からして、町長に答えてもえればいいでしょう。

○議員（7番 児玉 求） 違います、1問目です。だから、町長、答えてください。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、座ってください。議会の会議中、地方自治法または会議規則に違反し、その他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長はこれを制し、または発言を取り消しさせ、その命令に従わないときは、その会議が終わるまで発言を禁止することができるものとあるんですね。

児玉君に申し上げます。発言が議事進行に関係ないと認めますので注意します。一般質問をもう一回認めますので、2問目からしてください。それを認めない場合は、発言の中止を求めます。また、議長の命令に従わないのであれば、地方自治法第129条第1項の規定によって、本日の会議が終わるまでを、私は発言を禁止しますよ。どちらを選びますか。質問しますか、発言をやめますか、どちらですか、最後の選択です。

○議員（7番 児玉 求） 発言をします。で議長……。

○議長（松山 力弥） それなら、一般質問を認めます。2問目から質問を求めます。

○議員（7番 児玉 求） 議長の発言に対して反論いたします。それは議長の越権行為です。取りあえず今日は2問目からするような形で、また抗議申し上げます。

○議長（松山 力弥） 黙って下さい。

○議員（13番 三上 政義） すみません。この話がそこまで議論されるのであれば、議長に対しての議長不信任案を今提出してください。それしかございません、この会議を進めていくには、以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、もう一回戻って。

三上議員から話がありましたが、今、不信任案ということでございましたけども、ちょっと待ってください。この不信任案にありましたけども、これは、書面をもって受け付けられないので、今ここでどうのこうのできませんので、後日提出していただくか、誰が提出かと思いますが、児玉さんに私の今日のあれが不服であれば、何か書類を出してください。児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 不信任案を出す予定はございません。何もそんなことは申し上げていません。

○議長（松山 力弥） なら、児玉議員に申し上げます。一般質問の第2回目の質問から求めます。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 1問目で、田川、筑後、筑紫というふうに話されましたが、私が申し上げましたとおり、配置要件というのは、陽性者が県内3番目に多いんです。そしたら、それは筑紫もあるでしょう、筑後も田川もあるでしょうが、やはり糟屋地区に、感染者が多いところにやっぱり置くべきと私は考えております。

先ほども申しましたとおり、糟屋地区市町長協議会、糟屋郡の町長会、また、粕屋医師会と協議して、これはぜひ県に要望していただきたいとお願いします、したいと思います。

それと、関連になりますが、県のほうがかかりつけ医でも、コロナウイルス検査ができる体制を県の医師会と協議すると、これ言っておるわけです。今の、これちょっと回答がなかったんで、市町協議会また町長会は、粕屋医師会との協議はされているのかどうかをちょっと、これ町長でいいですので、お聞かせください。

それと、3番目の町税の周知徹底、減免の状況、町税が37件、国保が33件ですね。これで、総額で1,800万円というふうになっております。これは、前年比30から50%売上げが下がったところに、国保でも加入している方は減免になるわけです。町のほうは、10万円個人事業者に支給されるんですが、それと同じぐらい、金額、正確な数字じゃないんですけど、減免額はあるわけですね。だから、コロナは終息じゃなくて増え続けているんです。いつ終息するか分からんという状況なので、今度、町報のほうでも案内するということですが、これは、町としても、老人会等とかいろんな形で、やっぱりこういう制度があるということ、個人事業者と国保に入っている方に周知徹底して、活用していただくことを重ねて申し上げたいと思います。

それと、4番目のさらなる支援策をということでお話ししたんですけど、これは、国のほうもさらなる支援の給付をするようにしております。

そして、小規模事業者の応援給付金、これが11月30日現在で、申請件数が公表されております。そして、申請件数が544件で給付が521件、これは、対象件数は1,000件なんです。1,000事業者になっております。それが、申請期限が来年の1月31日で切れるんです。これ、1,000名ですから1億円、約1億円の予算で、今、申請、給付が521件、5,210万円、半分やっぱり残っているんです。これは私、前にもちょっとお話ししましたが、30%以上の方にこれは、個人事業者に支給されるわけです。しかし、ゼロから29%の方には何の支給もないと。これを再度申し上げますが、宗像市は15%から支給して、30万円支給しております。まねしろとは言わんけど、ぜひ、15%以上減額したら支給されるということで、少しでも幅広い個人事業者に支給……。

○議長（松山 力弥） 児玉議員、前回の一般質問と一緒にしておりますけれど、今回の分とちょっとはみ出ているから、そこら辺をぶれないように。

○議員（7番 児玉 求） そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、5問目なんですけど、これですよ。例えば学生に支給する場合、学生数は、通学されているところ、もしくは県外に出られる学生さんも含めまして、何人ぐらいおられて、もし10万円支給した場合に予算額はどのくらいになるのかと、それをちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 予算額。

○議員（7番 児玉 求） もし学生に支給した場合の額です、人数が分かれば。

○議長（松山 力弥） いや、それは今出ないと思います。通告にありませんから、今、明確に数字を出せと、出ないと思いますけど、誰か答えるか、ついでにオフレコで答えできるならできてもいいけど、いいですか。もういいですか……、一遍座ったろう。2問目終了ね。誰、答えます。希望に沿って、平松町長、よろしくをお願いします。

○町長（平松 秀一） 児玉議員に関しましては、今回のコロナに関する部分で、強い要望で5問なさって、逆にありがとうございます。議員の気持ちとして、5項目についてこうしてもらえないか、すべきではないかという御意見だろうと思います。

1問目につきましては、もう議員が自らおっしゃったように、これ、単独の町ではなかなかできないことですので、市町長協議会のほうでもこの件については既に話が出てきております。

ただ、この5問含めて全てのことについては、当初本会議の私の町長報告の中で申し上げましたように、コロナに関しては本当に市町長協議会の中でも十分協議をやっていっております。こ

の1年弱になりますけども、見えてきたのが、やはり町単独で全てのものを、要するに補助金出しているからやれという形ではもうなかなかできないと。

この理由として、500人の村と1,000万を越す大都市と、同じサービスを、財政規模あるのかと。そういったことを考えると、私、当初本会議で申し上げましたように、やはりこのコロナに関しては、国が本当に真剣にイニシアチブ取って、議員各位が早急に話をなさって、県に降りてきて、県が市町村寄りの判断をしてリーダーシップを取るべきだと思います。各市町村が独自の色を出すということ自体が、このコロナでやることはない、どうもそのことがこの1年間通して見えてきたということでございます。

ですから、今回、1問目から5問目については、事務的な内容が多うございましたので、担当課長が説明したほうが間違いがないということで、担当課長に説明させたということです。それに対して、5問に対して再質問ということでございますので、1問目については今申し上げましたように、町単独ではなくて、これは市町長協議会のほうでも協議すべきことであろうと思えます。

既に、町長報告でも申し上げましたように、医師会とも話し合い持っております。いろんな形でやっております。いち早くPCR検査については、ドライブスルー設けたりとか、本当に医師会と話しながら、糟屋郡民の目線に立った形でコロナ対策については協議やっております。

1問目についてはそういうことございまして、これ、担当課長が申し上げましたように、抗原定量検査機器の配備については、これは、やるやらないというのは、要望は当然していきまうけども、これ、県が判断すべきことです。我々が単独でやろうかと、おっしゃったとおり、なかなか難しいので、要望はかけていこうかと思っております。

2問目の抗体検査の費用は町負担でということですけども、これも、当初の町長報告で申し上げましたように、糟屋郡自体は確かに福岡県で3番目に多うございます。ところが、この糟屋郡全体を見ますと、今現在の発症件数というのは、さしたる件数には上っておりません。まして、これを無償化することによって、全ての町民の方々が町内の医療機関に行って、そこで感染が広がる可能性も出てくるわけです。そういったことを考えると、この件については我々のほうにお任せいただきたいのが、臨機応変にその状況になったときでないと、これをルール化して皆さんが行けるってなったときに、医療機関も非常に困られると思います。ですから、これについては、私のほうにお任せいただきたいと思えます。

無料にするかしないか、これは今のところまだ考えておりません。無料化することによって、全町民の方々が行かれることによって感染拡大につながる可能性がある。今は発生していないです。ですから、この件については、臨機応変に対応していきたいと考えております。

3番目の町税の猶予関係につきましては、再度、担当が言いましたように、広報等を通じて広

くもう一度通知したいなと考えております。今現在もどんどん受付はやっておりますので、この辺については議員が御指摘のとおり、広報活動等を進めてまいればと思っております。

4番目のコロナ支援策、今後どのような支援をなさるかということですが、これも先ほど申し上げましたように、須恵町では今現在クラスターとか発生しておりません。非常に落ち着いた状況でございます。ですから、新たな施策というのは、新たに打つということは今考えておりませんが、当初本会議の私の町長報告で申し上げましたように、お任せいただきたい。臨機応変に、議長さんにもお諮りしながら、その場その場でタイムリーな形で臨時議会を開かせていただいたり、あるいは財政問題だけで済む分であれば、町の、私の専決処分で財政措置をやって、先ほどおっしゃったPCR検査とか、そういったことについては臨機応変に対応させていただきたいと考えております。

5番目の家賃支援、これについては、もう担当課が申し上げたとおりでございます。大学に対する生活支援給付金については、議員の御希望で10万円をということですが、今のところ考えていないということです。これも含めて、今後については今言ったとおりでございます。

ただ、コロナについては、要は議員も危惧なさったとおり、いつ終わるか分からないんです。そういう状況の中で、私はこの町の経営者として財政の問題もあります。バランスも考えなきゃ、その中で、議会にお諮りする中で、タイムリーな形を取っていくためには、これからは臨機応変の対応でしか臨めないと考えております。

この件については議会を無視するわけではなくて、きちんと議長さんを通して、臨時議会を開かなければならないときにはきちんと開きますし、その時間もないときについて、財政問題だけで済む場合については、議長あるいは担当の委員会のほうの委員長にお諮りして、町長専決で対応していきたい。コロナに対しては、私自身はすぐ終わると思っております。長期になると思っております。ですから、何かあったからすぐ何かやる、何かやる、これイタチごっこになりますので、きちんとその場その場のその状況に合わせた形でやっていかんといかん。そうしないと、このコロナだけではございませんので、須恵町の財政規模の中でこの町を運営していくわけですから、コロナともうまく付き合いながら町の経営をしていきますので、どうかこの5問については、各担当課が言ったことが答えでございますけども、臨機応変に対応してまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 2問目にちょっと言いました10万円の支援がありますね。30%……。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、ちょっと待って。もう立った、そのまま続けて3問目で。

○議員（7番 児玉 求） いやいや、今回答がないから。

○議長（松山 力弥） はい。

○町長（平松 秀一） それについては、我々も非常にPRしています、この10万円の分は。ルールは、これは全員協議会でも私が言ったように、30%は曲げるつもりはないということをもう答弁しております。これは15%、それをするつもりはない。

まだまだ半分残っとうやないかと。我々がPRしても乗ってこられないですよ。それは、確かに須恵町の企業家の方々にとって、下がることによって有利かもしれませんが、糟屋郡内においては30%にしておりますし、これについては私は曲げるつもりはございません。

以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 3問目です。私が申し上げた抗原定量検査機器の特徴が、コロナ対策に非常に有益だということなんです。これは、県のほうでは、県議会のほうで1台が2,659万円、それを3基導入するというふうになっていて、配置場所は先ほど聞いた田川、筑後、筑紫というふうな形になっておるわけですが、なぜあれかということ、やっぱり感染を防ぐため、多いところにするのが道理だということ、これは、あれなんです、唾液でも、鼻の粘膜に液をつける分でもして、そして、30分で判定できるということがあるんです。だから、これは非常に、PCRの場合は二、三日かかったりしとるんです。だから、ぜひ再度、町長会でもいろいろ話されているということですけど、これは須恵町だけのことじゃなくて、糟屋郡の問題として捉えて、ぜひ要望と私は思っております。

2番目の、これは、今、PCR検査、抗体検査の費用は町で考えていないと、そして、もし無料にした場合、非常に検査に来る人が多くなって、非常に問題があるんじゃないかという町長のお話でしたが、これ、やはり町長報告でもお聞きしましたが、市町長会でも国のほうに要望書は出されていると。全国知事会も、コロナ対策費用を国が出せというふうな要望書は出されているんです。だから、これは将来、基本的には国、県の問題だと私はもちろん思っておるんですが、その中で、一番住民を守る要、最後の砦が町ですから、ちょっとお話ししたんですが、本当は県、国がしかるべき予算を取って、法定伝染病という形でやっぱりしていくべきだろうというふうには、それは思っております。

そして、3問目はよく分かりました。

4番目のさらなる支援策の中で、厚生労働省が、高齢者施設での検査の徹底ということで、費用を助成するように、これ決めております。町としては介護施設の検査、これもちょっと先日の会議の中で、6月、介護施設と限らんけど、高齢者の方に夏場を見て検査するような体制になるだろうというふうな、ちょっとお話も聞いていましたんで……。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、もうあなた、それ分かつとるから、同じことだから、町長のさ

っきの答弁に対して何か、町長に対して、1、2、3、4、同じことやっていますんで、的確に町長が今答えた分に対して、再質問をお願いしたいんですけど。

○議員（7番 児玉 求） だから、先ほどから申すように、さらなる支援策は今後の様子を見てというふうにお話をされたんですけど、今度国のほう、厚労省が、高齢者施設の検査の徹底というのを各自治体に発出しております。ですから、それを前向きにやっていただきたいというふうに思っております。

○議長（松山 力弥） 要望ですね。

○議員（7番 児玉 求） はい。

○議長（松山 力弥） 質問をお願いします。

○議員（7番 児玉 求） 5番目なんですけど、2次のコロナ交付金が出まして、その内訳をずっと、新型コロナウイルス感染症対策独自支援というのを出してあるんですけど、その中で、お年寄りの方の5,500円の商品券もありましたし、私立保育士の応援給付金なんかもあるんです。

ここで、やはり学生も、やっぱり非常に、学生の家賃もしくは助成をすることは割と少ないんですけど、やはり今見ますと、このコロナ感染の対策の中ではほぼ満遍なく。

そして、あれですよ、例えば契約入札管理システム整備業務委託料と、537万円と、そういうものとか、公式LINE導入の運用支援業務委託313万とかいろいろ、いわゆるコロナに対して暮らし方を変えるという予算は使われているんです、これはあるし。学生がちょっと抜けているんじゃないかなと思うんです。やけん、そこんところをちょっと再度お願いします。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、さっきの答弁の中で、学生については様々なパッケージは国のほうでやっているということで、町でしないと、今のところ予定がないと言っていましたよ。それじゃだめなんですか。

○議員（7番 児玉 求） いや、だから、3問目に、いろんな子どもさん、お年寄り、いろんなコロナ支援策は満遍なく、うちは、須恵町はやってるんです。

○議長（松山 力弥） だから、もう答えを出したでしょう。もういいです、分かりました。町長、もう一回だけお願いします。

○町長（平松 秀一） 2問目のときにも申し上げましたように、児玉議員がおっしゃっていること自体は、議員活動の中でコロナのことをおっしゃっていると、ありがとうございますという中で、今現在、大学に対する支援のことが一番今最後おっしゃったんですけども、今すぐは須恵町のほうでそれやるつもりはないというお答えをしました。

ただ、最初に言ったように、これからは、今現在須恵町でコロナの今後の支援策を、新たな部分はやらない。ただし、今後の発生状況に合わせて、タイムリーにやっていきますということ

申し上げたと思います。その中に、もし学生のことが入っていれば、当然にやるということです。

ただ、今は、それを予算化してやる状況ではないということ。だから、もしかすると、物すごく蔓延して、学生さんたちが困った、家庭の方々が困ったということがクローズアップされれば、当然それも議題に上りますから、議長さんあるいは担当の委員長さん辺りと協議の項目に上がることはあると思いますけども、今現在特別に予算化するつもりはないということです。

以上です。

○議長（松山 力弥） 質問は終わりますよ。

○議員（7番 児玉 求） いや、質問じゃないですよ。

町長も話されたように、コロナが終息というよりも増加しているという傾向になっているんですよね。だから、今後も、住民の命と暮らしを守るということを、本当、町の一番大事なところと、肝としてコロナ対策、コロナ感染予防法とコロナ支援策、そういう方針で町政をやっていたきたいと思います。

一般質問を終わります。

○議長（松山 力弥） ちょっと前向いてください。あのですね、一般質問する方に一言言っておきますけども、一般質問でございますので、要望は認めません。提案は結構でございます。要望は結構でございます。要望は、各課に行ってから言ってください。

以上です。

○議長（松山 力弥） それでは、6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 6番、川口満浩です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

本日私がお尋ねするのは、新たな生活、現状と今後の対応はでございますが、先ほど町長の答弁がございましたが、ほとんど7割ほどお答えになっていらっしゃるのかなど。この順番で質問するのが私の力量なのかなど、そういうふうになんかちょっと感じております。気持ちを切り替えて、速やかに進めてまいりたいと思います。

質問に入ります前に、新型コロナウイルス対策として、役場内ではスペースを取り、3密を避け、換気、マスク着用での対応、分散による対応と、不便な中で町民への変わらぬサービスなど、全力で業務を遂行していただき、この1年は大変御苦勞をかけたと思います。まずもって感謝申し上げます。しかし、まだまだ皆さんの力が必要ですので、今後ともよろしく願います。また、町長におかれましては、スピードを持った対策、支援、町民にとって心強いものであり、改めて感謝と敬意を表します。

今年はコロナに始まりコロナの話題で終わる、この1年の総括としてお尋ねします。



今年1月に初めて新型コロナウイルスの感染者との話題から、感染者が出たというスタートの1年でした。学校の臨時休校、緊急事態宣言、移動の自粛、リモートの仕事、不要不急の外出、スポーツ観戦、イベントなどなど多くの自粛を求められました。世界の感染者が6,650万人を超え、日本では、世界に比べて急激に広がっていないものの、現在、第3波に見舞われ、16万人を超える感染者数、2,300人以上の方が亡くなる状況となり、大変な1年となりました。

須恵町内においても、企業、事業者また町民それぞれの見えない敵による業績が、生活のスタイルが大きく変貌し、今までにない経験をしていると思います。新型コロナウイルスと向き合った新たな生活は、まだまだ続いていく世の中ではないかと懸念するところです。

また、今年のような社会情勢の中、人との関わりが特に減った1年でもあったと思います。2月の綱引きを最後に、各行政区の総会、敬老会、スポーツ競技、会合、コミュニティなど、全ての行事が中止となり、集いの場、コミュニケーションの場がことごとく奪われてしまいました。これまで以上に人との触れ合い、助け合い、絆、地域、それぞれのつながりが薄れ、この考え方がより増えることで連携がなくなり、安心した生活、支え合いの地域づくりに影響し、町へ、行政区へ悪影響を及ぼすのではないかと考えます。

新型コロナウイルス感染拡大で、マスクの徹底、人との距離、会食の在り方、企業、地域などの自粛によって、新しい生活様式が一般的となりました。今後、ウィズコロナで長く向き合い、付き合っていくこととなれば、長いスパンで対応が必要となり、町独自の支援策等の継続・延長が求められます。

また、今年度は、町、校区、行政区の行事が中止となり、地域のコミュニケーションが欠落しています。絆、支え合いが薄れ、担い手不足となれば、活動が困難になる可能性があります。

そこで、町独自の支援の現状と今後について、地域の活動を継続する具体案についてお尋ねします。

1つ目に、新型コロナウイルス感染症対策等の支援で、須恵町は独自の支援策を他町よりも早く、早期の段階からスピードを持って対応されました。1世帯当たり1万1,000円の生活支援商品券、売上げの厳しい業者への小規模事業者応援給付金、その他、医療施設、介護サービス事業所、保育士さん、出産育児特別給付金、今月は、最大20%戻ってくるキャッシュレス決済還元キャンペーンと、ほかにも多くの支援を行い、11月30日現在、実施状況として、事業者、事業所、多くの方々に支援の給付がなされています。町民、事業者からは、助けられた、ありがたいと喜びの声を多く耳にしました。見えない感染症対策の支援でございます。

町独自の支援を早期に行っていただきましたが、初めての取組でしたので、当初の見込み、思惑と違っていた点をお尋ねします。

2つ目に、町独自の支援策は、現在、申請期間中もありますが、感染症対策従事機関等応援給付金の6項目は、11月30日をもって申請受付が終了しています。また、先ほど児玉議員からも話がありました小規模事業者応援給付金の申請受付は、来年1月末日まで延長されています。支援が全て行き渡ったのか、申請に間に合わなかったのか分かりませんが、三度、新型コロナウイルスの感染が全国的に広がっていく中、今後、長丁場となれば支援策の継続延長が必要になるのではないかと考えますが、当初本会議の町長報告の中で、新型コロナウイルス感染対策について、まず、町民に対し感染予防策に関して感謝され、そして、医療の確保、緊張感を持つての対応、感染を軽減するため、施設の窓口ではキャッシュレスにて対応し、今まで以上に徹底した対策を行うとの報告に、日々努力している町民の多くが安心感を持って生活が送れるのではないかと感じました。

医療、介護等への支援、子育ての支援、学びの保障、少人数学級の対応など、教育現場への支援、中小企業環境への支援、観光業、農業、また防災時の対応と、町内あらゆる方面に対し、さらなる支援の一手を打つべく行動を起こされています。

支援策の周知に関しては、ホームページまた11月の広報の2ページから5ページに掲載していますと町長報告にもありましたが、改めて支援策の継続・延長の計画はあるのかお尋ねします。

3つ目に、町長は、校区コミュニティ政策を地域課題の解決の核と位置づけられておられます。今年は、特に新たな生活の中、町、行政区とも行事、会合等がことごとく中止となりました。つながりが薄れていくことにより、コミュニティの担い手不足となれば、地域のコミュニティ活動の困難になる可能性があり、町も危惧しているところです。各行政区も同じ状況ではないでしょうか。

今月は、自治組織参加促進協議会提案の下、区組合加入強化月間のキャンペーンが行われています。各行政区にはのぼり旗を立て、アピールを行い、役場にある懸垂幕には「地域の絆」と文字も入っています。まさに、町民同士が触れ合い、支え合い、助け合い、協力し合い、個人主義から集団主義へ、区組合を盛り上げ、コミュニティを発展させ、輪を広げていくために、新たな生活の中、校区コミュニティ、区組合を推奨し、活動を継続するための具体案をお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それではまず、1問目の新型コロナウイルス独自支援の現状と今後の対応は、1の独自支援策で当初の見込み、思惑と違っていただけるところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、今まで議決いただいた町独自の支援策について、Side Booksのほうに掲載させていただいておりますが、ほとんどの事業が当初見込みのとおりに実施されているというふう判断しております。

主な事業を見てみますと、生活支援商品券におきましては、7月に配布した商品券の約80%が使用されており、65歳以上の高齢者の方への商品券については、先月配布が終わり、早速店舗で使用されている状況でございます。

小規模事業者応援給付金は、544の事業所から申請があり、町内の約半数の事業所への給付を行っております。申請期間は来月までとなっております、申請数はまだ増えるの見込んでおります。

また、感染症対応従事機関等応援給付金事業は、各事業の対象施設、全ての事業所から申請を受け付けており、事業所及び職員の方への応援給付金の給付が、今月予定どおり完了します。

しかし、正社員雇用促進給付金においては、申請件数がゼロ件と、当初の見込みどおりにはいないのが現状です。この事業は、当初より、事業所や町民への周知が重要と考え、広報誌やホームページはもとより、商工会、企業クラブにお願いし、会員全員へのチラシの配布、スエノバとの連携、ハローワークでのチラシの設置、町内金融機関への情報提供依頼等を行ったものの、実績として今のところありません。雇い入れの対象期間は、令和3年2月末まででありますので、引き続き関係機関と連携を取りながら進めていきたいというふうに考えております。

次の支援策の継続、延長の計画ということですが、これは、現段階では継続・延長する予定の支援策はございませんが、まだ終了していない事業もございます。今後の状況を踏まえながら、引き続き須恵町の必要な支援の検討を行っていききたいというふうに考えております。

次に、地域の活動を継続する具体案はというところで、総務課として区組合の関係を回答させていただきます。

自治組織におきましては、新たな生活様式を取り入れた行事や集会の在り方について考えながら、今まで養ってきた地域の伝統が今後も引き継がれるよう、また、新型コロナウイルス感染症の影響で地域の絆が薄れ、組合員の減少とならぬように、広報活動及び啓発活動など、行政区と連携しながら行ってまいります。

また、感染予防対策を十分に行った上で、区組合活動を継続していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） 私のほうからは、コミュニティについてでございます。

須恵町は、平成13年度より校区コミュニティを推進し、地域の皆様の発想と汗により、自らの地域を自らの力で育てる共助の精神に基づく地域づくりを行っていただいております。コロナ禍の今こそ、地域の皆様と行政がともに考え、創意工夫し、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた新しい地域づくりを進めていかなければならないと考えております。

そこで、町では来年4月より、須恵町公式LINEを公開し、行政及び校区コミュニティから

の情報をエリアごとに必要とされる情報をすばやくお届けできる仕組みを構築いたします。

また、現在イルミネーション事業周知のため、Instagram、SNSを利用した情報発信、情報拡散を図っております。SNSには、日常生活で関わるものがなかった新しいつながりを生んだり、日常でつくられた人間関係をより豊かにできるなどのメリットがございます。

今後も、絆、支え合いが薄れないよう、また、地域のコミュニケーションが欠落しないよう、新しいコミュニケーションの形を模索していきたいと考えております。今後も、議員各位の御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 川口君。

○議員（6番 川口 満浩） 先ほども申しました初めての対応でございますので、いろいろなどころでの見込み、思惑というのは、相違が出てくることはあったかと思えます。

また、トラブル自体もひょっとしたら起こっているのかもしれませんが、ちょっと私が耳にしたところでは、電話の対応ですけども、申請がスムーズにいかなかったという声をちょっと聞くことがありました。結果、給付は受けていらっしゃるんですけども、そこに至るまでにちょっと時間がかかったというか、そういうことがあったというふうに聞いております。

ほかでもスムーズには進んでいるんでしょうけども、今後ともこれまでの経験等々を生かしてもらって、今後の対応が速やかに、町民あるいは事業者のもとへ届くようお願いはしたいと思えます。

それと、申請の終了している中で、感染症対策従事機関等応援給付金、これは11月30日で一応受付は終了しておるんですけども、先ほどの商品券であるとか、その辺のところはある程度住民のところへ行っているんでしょうけど、最初に予算を設けて申請枠の中で、申請枠というか金額の中で、これぐらい来るだろうというふうに見込みを立ててあった分もあったと思えます。

私がもらった資料、これはタブレット等にも載っていますけども、例えば私立保育士等応援給付金、これはこの人数なんだろうけども、160人予定してましてから129人と。これ、全て行き渡っているのであれば、それはそれでいいんですけども、もし、ほかのところでも申請が届かなかったのか、それは先ほども言いましたように分かりませんが、必要とされるところがあるのであれば、この辺も含めて延長というものも考えられんのかなというところでお話をさせてもらった次第です。ですから、その辺も踏まえて、ちょっと延長を考えていただければというふうに考えます。

あと、組合の件ですけども、組合というか、コミュニティは、区組合あつてのコミュニティになっていくと思えます。区組合が少なくなればなるほど、コミュニティへの協力、応援というのも減っていく可能性があるなど。

私も、長年といえますか、携わっていますけども、なかなか第三小校区に関しては、ちょっと

新しい顔ぶれがなかなかそろい切っていない。これは、区組合での努力が足りないのかなど。私も新原にいますけども、新原でもなかなか新しい方が増やせていないというのは、区の問題点にはなるかもしれませんが、そこをもっと協力的に逆に、町のほうからでもしていただけるような、そういったものを具体案として出していただければなと思うんですけども、今のこのコロナ禍の中で、今、行事がほとんどなくなりました。そこに参加しない、あるいは区組合に入らないという人は、ひょっとするとその行事自体が、確かに今までやっている行事、イベント、伝統のあるものを継続しているということも大切かもしれませんが、この時代であります。新たな行事辺りを取り組まれてもいいんじゃないかなというふうに思いますが、その辺のところの考えはございませんでしょうか。

また、区組合に参加しない一番の理由は、私もよく耳にしたりもするんですけども、連絡員、区役員などが回ってくる、受けたくない、メリットがない、だから加入しない。または、高齢者の場合、体調のこともあって、組合の世話ができないと、よくと言ったらいけないんですけども、耳にすることがありました。

であるならば、加入してください、加入してくださいと言うことも必要なんですけども、現在加入していらっしゃる方に対して、今の時代らしく、例えば1世帯当たりポイントを提供して、参加していないと損かと思わせるようなものも一つのやり方ではないかなと思いますけども、こういう提案というか、こういうことを検討されたことはあるんでしょうか。一つの具体案として、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（松山 力弥） ちょっとずれたところもあったけど、総合的にお願いします。

○町長（平松 秀一） 質問要旨の1番から3番目については、それぞれの担当課長から話があったとおりでございますけども、もう先ほどからコロナに関しては申し上げているとおり、町民の皆様には本当に御不便と御心労をおかけしている状況でございます。町としましても、でき得る限りのサービス事業を展開しながら、町民の方々に不安を感じさせないようなサービスをやりたいなということでやっているわけですけども、しかしながら、今は町民の皆様とともに耐えるときだと思えます。だから、後ほど言いますが、現在コロナに対して何ができるのかと、我々、私も含めて、町民ですから。要するに、不要不急の外出控えると、要するに繁華街に行かないとか、それと併せて手洗い、マスク、生理食塩水によるうがいを徹底すること、これがもう最良だということを専門の医者も言っているような状況で、新たなコミュニティをつくって何らかのアクションを起こすときではないと今思っています、私はですね。

9月の議会の一般質問でも申し上げましたとおり、コロナを機に世界中が変わろうとしている。世界は、もっと5年ぐらい前から変わろうとしている。それは、システムの見直しだが、この世界中で必要になってきている。そのとき申し上げましたIT、AI、VRとか、だから、もう世界

中がそういうふうにしフトしようとしている中でコロナが起きて、日本というのは慌てたんです。だから、ITとかそういったことを急に言い出した。ということは、政府も分かっているんです、遅れていると。

そういった社会現状がもう始まっているのに、日本は要するに島国であるために、そこから目をそらしとったという状況の中でコロナが起きて、要するにリモートとかそういったことを言い出して、議員もおっしゃっているように、じゃあ、地域のコミュニティどうするんだという問題が、逆にクローズアップされているのが今の日本だということです。

ただ、そう言いながらも、議員御指摘のとおり、人間社会の最たるものは何なのかと、コミュニティです。人と人の触れ合い、これをアフターコロナ、どうやってつくり上げていくんだというのは、今、我々がこの1年間経験する中で、恐らく楽観的に考えて、来年中にはワクチンができて、アフターコロナに行くだろうなど、皆さん甘い考えで言っている、私も言っているんですけどね、でも、分からないというのが現状だと思っております。

コロナ以前とは、変革しなければならぬところは変革していかなければならない。ただ、我々この須恵町というのは、教育を基盤に据えたまちづくりの大きな柱としてコミュニティ事業をやっているわけです。幸いにも須恵町の場合は、今年から試験的に、試行的に暮らしのコミュニティということで、地域で要するにリトルガバメント、自分たちで判断できることは自分たちでやっていこうと、行政に任せなくてできることは自分たちでやっていこうと、まさにここに鍵が隠されているような気がします。

ただ、議員御指摘なされたように、いろんなことがあるんですけども、これは行政主導で組合加入率を上げるとか、そういったことではなくて、この件については議会のほうも憂慮なさっていて、区長会と話されて、今、委員会も設けていらっしゃる。それを、私は今のところお待ちしているという状況です。

組合加入については、今言ったとおりでございますけども、全体を通して、今、町民の方々には本当に御不便かけております。私も、心苦しい限りです。須恵町の独自の施策として、先ほどから、児玉議員からも、いろんな議員からもお褒めいただいておりますけども、生活応援の商品券、それから今度出した65歳以上とか、要保護児童を抱えていらっしゃる場所ですか、には要するに10キロのお米券やったりとかで、それと併せて先ほどから言われている事業者に対する10万円の給付金、これ、何でやっているのかと。皆さん、不安なんです。でも、不安な中にもちょっと笑える制度として、皆さんがほっこり、コロナでちょっともうかったよねというような心の余裕を持ってもらいたい、そういったことも含めてこの商品券をやったということです。

これで、須恵町の中で、コロナでない場合、動かなかったお金が3億円以上、須恵町の中でぐるぐる動いているんです。だから、小規模事業者に対して10万円やっているけども、それ以上

の効果は須恵町は経済対策としてやっている。

だから、そういったことも含めて、今回、川口議員がおっしゃった3つの質問については、担当課が申し上げたとおりなんですけども、私自身も、これからコミュニティをどうするんだということは大命題で、今から皆さんとともに話し合っていく必要がある。これからはアフターコロナ、今はウィズコロナ、アフターコロナになったときに、どういったコミュニティを形成していくんだというのは、これからの我々の研究課題でございますので、じゃあどうやるんだと言われても、今、私も答えは持ちません。

ただ、私が思うのは、町民の人たちには、今、コロナの渦中ですけども、それが終わって、どう言いましょ、アフターコロナになったときも、町民の人たちがにこっと笑えるようなまちづくりのための施策を、いろんなアイデアを出してやっていこうと思います。

これはもう、議長をはじめ皆さん、議員さんとともに話しながら、みんなで話して、先ほど言った30代、40代の新しい知恵、商工会の新しい知恵を結集して、これを乗り切って、須恵町に住んでよかったねという町にしていきたいと思いますので、答えになっていないかもしれませんが、私の思いとして、この3問に対する答えはみんなでやっていこうということでございますので、御理解ください。

○議長（松山 力弥） 川口君。

○議員（6番 川口 満浩） 町長からのそういうお答えを頂きまして、なかなかこれということではないかもしれませんが、人間同士が触れ合って、そして、そこに取り込んでいって進めていくと。

私も、今、ふれあいレインボーのほうで、栗原先生といろいろ話をしながらとか、こういうふうに暮らしのコミュニティを持っていこうとか、ああ、こういうことで人が集まり合うような場所をつくったらいいねとかということで、輪が広がっていけばいいのかなと。それはもうすぐではありませんけども、一步一步進めていけるのかなというふうに感じております。その辺は、また町長をはじめ行政の皆さん方にもお力をまた頂きたいと思ひますし、御協力のほうはまたお願いしたいと思ひます。

先ほどの町長の話の中で、須恵町の中でお金は回っていているというふうなことをお話しされました。逆に私は、各企業、事業者が厳しい状況になれば、来年の税収に影響してくるのではないかというふうなことをちょっと懸念してございまして、その辺のところを町長にちょっと関連して、今後ということでお聞きしようと思ったんですけども、それはもうそこにお答えがありましたから、そういうふうで、また町のほうも繁栄していけばいいのかなというふうに感じております。

最近、須恵町には、互いに手を取り、汗をかき、絆を深め、協働して住みよい須恵町をつくる

ため、まちづくりの基本理念である須恵町民憲章が定められてあります。今年のような社会情勢では、このまちづくりの基本理念、須恵町民憲章からは、やや乖離したねずみ年であったかもしれません。発生状況を的確に捉え、迅速に対応するとの町長の発言もありました。町民、行政が協力し、コロナを乗り越え、従来 of 行事また新たな行事を取り組み、さらに人の輪を広げるよう、そして、町独自の支援策等の今後の対応を強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩といたします。再開を11時30分といたします。休憩に入ります。

午前11時21分休憩

午前11時30分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 14番、今村桂子です。通告に従い、ハザードマップの充実について質問をいたします。

近年の異常気象により、1時間に100ミリに達するような想定外の雨量による河川の氾濫や土砂崩れなどの災害が起こっております。熊本や福岡県朝倉市においても、人命が損なわれるなど、甚大な被害となりました。

町長におかれましては、防災に力を入れて取り組んでおられ、当初本会議では、地上デジタル放送を活用した災害時の広報サービスについての報告もありました。災害に備えるためには、日頃から自分が住んでいるところはどのような場所なのか、どんな災害が予測されるのかなど、災害発生の危険度を把握して、災害時に一人一人が避難行動につなげることが必要です。そのためには、防災ハザードマップや防災計画の充実、情報の提供などが重要です。

水防法では、市町村にハザードマップの作成と住民への周知徹底の義務があります。平成26年度に作成されたハザードマップには、土砂災害警戒区域や特別警戒区域の情報は反映されておりますが、須恵川洪水やため池決壊のハザードマップは反映されていません。

そこで、ハザードマップの充実の1つ目は、須恵川の災害について質問をします。

48年の水害を経験された方もいらっしゃるし、住民の方々によく聞かれるのが、須恵川の氾濫時の浸水区域の範囲です。須恵川は、水位周知河川ではないため、水防法に基づく福岡県



における浸水想定区域図の作成・公表の義務はありませんが、水位周知河川である宇美川の浸水想定区域図を作成する際に、主流の須恵川の浸水想定区域図参考図面を想定最大規模降雨である9時間67.4ミリメートルを想定して県で作成されており、役場にも渡されていると思いますが、浸水想定区域の公表・周知について、浸水想定区域図参考図面を反映させた須恵川洪水ハザードマップの作成についてお聞きをします。

また、浸水想定区域内には、どれだけの避難所が入っておりますか。入っているなら、浸水想定区域内の避難所が浸水しそうなとき、ほかの避難所への誘導などの対策は検討されていますか。

2つ目は、ため池の災害について質問します。

須恵町には、ため池が44か所あり、そのうちの40か所が防災重点ため池となっています。防災重点ため池のハザードマップについては、国の防災基本計画において市町村が作成し、住民等に配布することとされていますが、ため池が決壊した場合における浸水想定区域、浸水深を想定したハザードマップは作成されていますか。

防災重点ため池40か所のハザードマップの公表・周知については行われていませんが、今後の公表・周知の予定についてはどうされますか。

ため池の緊急時のマニュアルは農区と統一され、情報提供などがうまく行われていますか。農区、水の管理者と役場担当課との連携についてお答えください。

3つ目は、ハザードマップについて質問します。

道路の浸水で車が通れなくなるような場所、例えば、トレードマートの交差点や須恵インター入り口の交差点の高速カルバートの下などのハザードマップへの反映について、地盤の緩い場所、盛土造成地などのハザードマップへの反映についてお答えください。

4つ目は、避難計画などについて質問します。

大規模災害時に、自主防災組織などが中心となって、避難行動要支援者の避難を安全・迅速に行うための計画策定研修や避難訓練を行うなどの個別避難支援計画の策定について、避難所に届いた物資をどうするかなどの計画の策定についてお答えください。

5つ目は、協定について質問します。

災害における物資の提供などの協定は結ばれていると聞いておりますが、災害時における高齢者や認知症の方々などの受入れなど、福祉施設などとの協定についてのお考えはありますか。

6つ目は、自主防災組織について質問をします。

令和2年4月1日現在の福岡県全体の組織率は94.3%となっておりますが、須恵町自主防災組織率は62%となっており、県平均を下回っている状況です。20区の全てにおいて自主防災組織が立ち上がっていますが、100%ではないのですか。

自主防災組織は、地域防災力の要であり、その組織率を向上させることは、地域防災力の向上

を図る上で大変重要です。自主防災組織の充実・活性化のために、福岡県で実施している自主防災組織リーダー研修会や防災士養成研修・試験などへの参加促進についてどのようにお考えですか。

自主防災組織の温度差についてですが、区の役員をそのまま自主防災組織として、区長が自主防災組織の長となっている区が約90%と聞いています。区未加入者に対する災害への取組が心配されるところです。

台風10号における各区の自主防災組織の取組においても、何もしなかった区、災害弱者の方々のところに避難の呼びかけなどを行った区と温度差がありました。

また、公民館を避難所として運営している区では、災害用、コロナ対策用の備品や消耗品の購入、それらをしまっておく倉庫等の購入など、自主防災組織への補助金では足りずに、区費から支出しなければならない区もあると聞いておりますが、避難所を運営していない区もあります。補助金は、どちらも15万円と一律になっています。活動に対しての補助金に今後は変えていけるのでしょうか。様々な温度差がある状況をどう思われ、今後、どのように温度差解消を行っていかれる予定ですか。

以上の6点についてお答えください。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、総務課のほうからは、御質問いただきました1番から3番、それから9番から14番についてお答えをさせていただきます。

まず、1番の浸水想定区域をハザードマップに反映させた水害ハザードマップはというところで、今村議員がおっしゃったとおり、須恵川は指定河川になっていないため、浸水想定区域が定められておりません。現在のところは、浸水想定区域を反映させたハザードマップは作成しておりません。

その中で、県が配布した多々良川水系、宇美川の洪水浸水想定区域図、配布されているということですが、それはもちろん承知しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、須恵川は指定河川になっておらず、須恵町には浸水想定区域が定められていないため、この参考図を利用したハザードマップは、現在のところ作成しておりません。

あくまでもこれは参考図として頂いております、また福岡県もこの想定図を、須恵町分を公表しておりませんので、現在のところこの図面を住民に公表できるものというふうには判断はしておりません。

しかし、福岡県によりますと、来年度、須恵川を含んだ県内の小規模河川における氾濫推定図を作成して、県のホームページで段階的に公表する予定とのことですので、今後、県が作成する氾濫推定図を利用して、須恵町のハザードマップに反映させることを今のところ考えております。

2の浸水想定区域にはどれだけの避難所が入っているのかというところで、これは、須恵町にはその区域がございませんので、明確なお答えはできませんけれども、須恵川付近には現在避難所はないというふうに考えております。

次に3問目、浸水想定区域内の避難所が浸水しそうなときの対応を検討しているかというところですが、これにつきましては、須恵町は、令和元年度に独自に須恵川の水位監視カメラを3基設置しておりまして、河川氾濫のおそれがあるときは、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等を発令する準備を整えております。

続きまして、飛びまして9の避難計画についてでございます。個別避難支援計画策定についてでございますが、個別避難支援計画は、現在のところ策定しておりませんが、災害時の安否確認や情報の伝達、避難誘導などに役立てていただくために、昨年度より自主防災組織へ避難行動要支援者名簿の提供を始めております。自主防災組織と情報を共有しながら、まず、避難行動要支援者への対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして10番目、避難所に届いた物資をどうするかなどの計画についてですが、これは、須恵町地域防災計画に基づきまして、須恵町災害時受援者計画を作成しております。これは、福岡県が定めている福岡県災害時受援計画と相互に補完しておりまして、あらかじめ受援体制や人的・物的支援の受入れ等について、具体的に定めております。物資につきましては、地域活性化センターオイコスを集積候補地として、現在のところ定めております。

災害における福祉施設などの協定についてでございますが、本町では、現在、福祉避難所の指定はしておりませんが、町内7つの医療施設や福祉施設等において、災害時の要配慮者の受入れにつきまして、承諾を得ております。今年の避難勧告発令時には、恵昭園に要配慮者の受入れを行っていただきました。

12番目の令和2年4月1日現在で、自主防災組織率が62%というところですが、これは、20行政区全て設置しておりますので、行政区単位であれば組織率は100%ということになります。

県が発表した調査では、現実に自主防災組織でカバーできている世帯がどの程度かという問いであったようです。須恵町における自主防災組織の活動は、現在のところ組合加入世帯が中心であるため、組合加入世帯率の約62%を自主防災組織の組織率として報告をさせていただいております。

13番目、県で実施している自主防災組織リーダー研修会やその他の研修の参加ということですが、今年度はコロナ禍で参加等の案内はしておりませんが、昨年度までは案内し、出席いただいております。今後も、積極的な参加をお願いしたいと考えております。

また、当町から自主防災の補助金なども、このような研修の活用で使っていただきたいという

ところもお願いしておりますので、それぞれの自主防災組織は御検討していただきたいというふうに考えております。

各区の自主防災組織の温度差についてということで、今村議員がおっしゃっているように、各区長さん等が会長を兼務されてあったりとか、そういうところがございますが、どの自主防災組織も運営形態には大きな差がないのが現状だと思われまます。

しかし、非組合員への対応、感染対策等の課題等もありますが、地域の実情に応じました組織づくりをお願いしたいというふうに考えております。

総務課のほうからは以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、甲能地域振興課長。

○地域振興課長（甲能 裕和） 地域振興課からは、ため池の災害についてということで、4番から6番に対するお答えをさせていただきます。

4番のため池ハザードマップの作成はという質問ですが、この件に関しまして、国において、平成30年7月の豪雨災害を踏まえた今後のため池対策の進め方について公表し、防災重点ため池の再認定と今後の対策について取りまとめが行われました。これにより、防災重点ため池の新たな選定基準が改められ、令和元年度において、県が市町村と調整の上、再選定することになりました。

この中で、緊急時の敏速な避難行動につなげる基本的な対策として、ため池マップの作成、緊急連絡体制の整備、浸水想定区域図の作成、ハザードマップの作成、地域防災計画等への防災重点ため池の位置づけを行うように指示されているところです。

これを受けて、防災重点ため池については、県が令和2年3月に、ため池マップ浸水想定区域図を作成しております。須恵町では、その結果を基に、令和3年度、ハザードマップの整備を行う計画です。

5番の防災重点ため池40か所のハザードマップの公表・周知はという御質問ですが、防災重点ため池は、ため池が決壊した場合の浸水想定区域に、家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池として定義されております。須恵町においては、39か所の防災重点ため池が位置づけられております。

先ほどの答弁と重複しますが、須恵町においては、令和3年度にため池ハザードマップの作成を計画しております。公表方法としては、町のホームページに掲載及び総務課と調整を図り、地域防災計画への反映をさせるよう考えております。作成したハザードマップにつきましては、町内全戸に配布を検討するとともに、町のホームページへの掲載、広報誌などを通じ町民への周知を図るよう考えております。

次に、6番の農区の水の管理と役場担当課との連携などという御質問にお答えいたします。

ため池及び井堰の管理につきましては、各農区に管理業務を委託しており、年間を通じ維持管理を実施しております。

通常、管理を行う中で、ため池、井堰に異状があった場合は、随時町に報告を行ってもらい、相互で対処に当たっております。

農繁期中においても、大雨予報等があれば気象情報を提供し、豪雨事前対策として、下流域に影響を及ぼす危険性が高いため池は、低水位管理として降雨時の流出を抑えるために、ため池の水位の放流を早めに行ってもらうようお願いしているところです。

また、警報発令が予想される気象情報を基に、農区長またはその施設の水番さんに直接連絡を行い、事前対策としてため池放流の制御・抑制、井堰はゲートの転倒を速やかに対処していただくよう依頼しています。

ただし、緊急を要する場合は、職員で施設の状況把握と同時に、事前対策を直接行っております。この際は、農区関係者に事前に連絡を行い、対応しております。

このような形で、日常的なため池の管理から緊急時の対応まで、町と農区が密に連携を図り、対応を行っております。

緊急時のマニュアルは、これまで農区関係者から御意見はなく、整備はしていませんが、再度緊急マニュアルの整備について農区長会に諮り、御意見を賜りたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 次に、世利都市整備課長。

○都市整備課長（世利 昌信） それでは、7番、8番に関しまして、都市整備課のほうよりお答えさせていただきます。

まず7番、道路の浸水で車が通れなくなるような場所、トレードマートの交差点や高速カルバートのハザードマップへの反映はということでございますが、浸水想定箇所でございます高速道路のカルバートボックス、町内3か所につきましては、大雨時冠水注意喚起の看板を県道、町道にそれぞれ設置してございます。それと、水位計を設置しております。また、トレードマート前とわかすぎの杜保育園前には、同様の看板を設置してございますので、ハザードマップへの反映は考えておりません。

8番目、地盤の緩い場所、盛土造成地などのハザードマップへの反映はということでございますが、これに関しましては、国土交通省の方針に基づいて、福岡県のほうが盛土の面積が3,000立方メートルを超える大規模盛土造成地の調査を行い、その位置を公表してございます。しかし、それを地盤の緩い危険な箇所としては捉えておりませんので、ハザードマップへの反映は考えておりません。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） ただいまるる御説明をいただきましたけれども、須恵川の災害につきましては、まず、先ほども言いましたけれども、住民にとっては非常に大事なことだと思います。川の氾濫というのは、情報さえもらえば、命を守ることは可能な一番災害だと思っております。

その中で、やはり日頃避難のタイミングとか、あと経路をどうやって避難しようかとか、そういうことを考えるときに、やはりハザードマップが一番の情報になってくると思います。水害に関しては、須恵町では48年の水害があったので、非常に住民の方々が敏感になっているところだと思っております。

前、浸水想定区域の中でも、参考図面ということで頂いておりますけれども、これに関しても、災害があった場所では、避難をしてくださいって言ったときでも、自分のところがそんなに危なくないと思っていれば、まだ大丈夫って、避難しなくていいというような、避難を断られた方たちも、災害のあった場所ではあったというふうに聞いております。そういうことを考えると、できるだけリスクがあるという場所に関しては早めの公表、ハザードマップの反映というのが必要だと思います。

これに関しましては、実際、周知義務も公表義務もございませんが、来年度ですか、県のほうが公表すると言われてあるということですので、来年まで待って、その公表をしていただいた時点で、ハザードマップへの反映をしていただけるのかなと思っておりますが、こういうものがあるということですので、一応役場のほうの対応として、こういう場合を想定するという訓練等も行っていただいていたらいいかないと、そういう話し合いだけはしていただきたいなと思っております。多分、されているとは思いますが。

また、ため池災害についてでございますが、ため池、私は40か所とっていたんですけども、39か所だったんですね。須恵町って、本当にため池が多いところで、40か所もあるということでございますが、その中で、やはり公表・周知というのは義務になっておりますので、来年度はそれをしっかりと公表するというところでございますので、その辺は守って公表等を行っていただきたいと思っております。

それから、農区の水の管理者との連携、これについてちょっと質問したのは、この間の台風時に、小鳥越池のほうの水の管理者との行き違いがあって、水の管理者が早めに台風が来るといことで、水を水路に流していたら、役場のほうで止められたとか、あと、ほかの区のちっちゃなため池で、農繁期の時期に、水を上のほうからちょろちょろ出していたら、下のほうから抜かれていて、水がぎりぎりになって、何の連絡もなかったという話が出ておりましたので、しっかりと連携を取っていただきたいなと思っておりますが、今、報告いただいた中では、し

っかりと連携を取っているということでございますが、その辺、勘違い等とか行き違いもあって  
いるかもしれませんので、今後はまたしっかりと連携等を取っていただきたいと思っております。

それから、ハザードマップについてでございますが、道路の浸水等のハザードマップ、これは、  
道路の浸水、改良したりすると確かにその状況がよくなったりとか、そういうものでハザードマ  
ップに掲載するほどはないのかなということもあるのかもしれない。

また、そういう看板等も立てられて、注意喚起を促しているということでございますが、車で  
走っていて、もう水がそこまで迫るということで、車がつかっているというような災害も、よく  
テレビの報道などでは目にするんですけども、やっぱりこの辺は危ない地域だよということを  
皆さんが知るとするのは非常にいいことであろうし、今後、災害における自分たちの認識も変わ  
ってくると思うので、できる限りそういう場所であるということを皆さんに認識させてあげるこ  
とが、車で走っている方にとっては大事なかなと思っておりますので、看板等見逃してしまいま  
すし、夜であれば特にもう看板に気づかないとかあると思いますので、その辺の注意喚起が行くよ  
うな、皆さんが周知するようなことをちょっと考えていただければなと思っております。

その辺をちょっとお答えいただきたいのと、それから、個別避難支援計画の策定についてでござ  
いませうが、これは、県のほうで年間5か所の補助でやっているんです。こういう補助があるつ  
ていうときに、須恵町のほうも、それを使ってぜひやっていただきたいと。それをやることによ  
って、また自主防災組織の活性化にもつながりますし、温度差もなくなっていくと思います。

個別避難支援計画の策定、大変だとは思いますが、やっぱりここをやっていかないと、なかな  
か災害対策にはつながっていかないとしますので、その辺も御意見をお聞かせいただきたいと  
思います。

それから、災害における福祉施設との協定、これは、もう受入れを現在していただいて、7か  
所この間も承諾を得ているということでございますけれども、今後はしっかりと協定という形で  
結んでいただければいいのではないかなと思っておりますので、その協定を結ばれるかどうかとい  
うことをお聞きします。

それから、自主防災組織の県発表の部分が100%ではないということで、組合加入率とかそ  
ういうのが影響していて、カバーできていないということでございますが、先ほどの自主防災組  
織、90%が区の組織を使ってやっているということで、その辺も影響、非常にしているんじや  
なかろうかと思っております。

旅石とたしか佐谷ですか、区の組織じゃないところは。前回、台風10号のときに、非常よく  
活動されていたのが、やっぱり旅石だったんです。その旅石がしっかりと、区長さんたちと議員  
と懇談会をしたときに、旅石はしっかりと災害弱者のところを回って、避難してくださいとか、  
そういう指示を一軒一軒出して回ったということをお聞きしておりますし、この辺が何とか区の

組織じゃなくって、未加入者を一緒に救えるような組織というんですか、未加入者が組合に入っているだけで一番だとは思いますが、そのようなカバーできる自主防災組織への転換といたしますか、その辺の検討を今後されていくかどうかです。

それと、それには一番、避難支援計画の策定などを利用するというのが一番いいかなとは思いますが、その辺どうやっていくかということと、それから、自主防災組織のリーダー会、研修会とか防災士研修試験では、須恵町では、今年は3名の参加だったというふうに聞いております。コロナ禍もあり、皆さんのほうからそういうお誘いはしていないということでございますが、今後、そういうお誘い等もしていただいて、リーダー研修には是非たくさんの方が参加して、それを自主防災組織に持ち寄って活動していただけるような、そういう推進をしていただけるかどうかということと、それから、先ほどちょっとお答えが頂けなかったんですけども、温度差の件で、一律15万円の補助が出ているけれども、活動している区、活動していない区、それから避難所で備品等、倉庫等を買ってお金のかかっている区、かかっていない区、あるということで、今後活動に対しての15万円の補助金を変えていかれるかどうかということと、ちょっとお答えももらってないので、それをお聞かせください。

須恵川の浸水想定区域図の参考図面のところには、多分、ハザードマップに標示する際の注意書き等が書かれていたと思うんですけども、そういうことはハザードマップに反映してもいいという県のことだと思います。その辺等も検討していただければと思いますので、御意見をお聞かせください。

○議長（松山 力弥） 一般質問の途中でございますけども、ここでお諮りします。昼食の時間になっておりますが、このまま今村議員の一般質問が終了するまで続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、このまま続行いたします。

答弁、平松町長。

○町長（平松 秀一） 何点か新たにお尋ねになった件については、事務的な中身になりますので、後ほど議員各位に回答書という形でお渡ししたいと思います。というのが、各課分かれておりますので、災害、1課ではございませんので、この場での答弁はちょっと避けさせていただきたいかなと。

統括した中身で、災害に対して私の考え方を述べて、ハザードマップも有効でしょうけども、須恵町が何をやっているのかということとを再度認識してもらったらいいいのかなと思いますので、お答えしたいと思います。

冒頭、時間雨量、1時間100ミリを想定外と申されましたけども、我々もう1時間の



100ミリは想定内でございます。なぜかという、もう災害は起きるんだと。必ず須恵町においても、今まで幸いにも、私が副町長時代、町長時代含めて、幸いにも線状降水帯が二、三十キロ南にずれて起きなかった。あれがそのままとどまっていれば、今年の雨も、一昨年の雨も、大災害を引き起こしたと。そういったこともあって、私、町長になってから言っているのが、皆さんの生命と財産を守る、まず命守るんだと、災害対策をやるんだということで、いろんな施策をやってきておりますので、その中の一つがハザードマップの整備を危惧なさっていることでしょうか、できる部分については先ほどお答えしたとおりでございます。

まず自主防災組織、行政それと消防を核とした災害訓練、これについては今現在の議会事務局長が総務課長の時代から、やろうということで、計画やっていた最中にコロナが起きたんです。ですから、やっていないということです。コロナ後については、必ず全町域でいろんな想定をして、単にただ避難してくださいではなくて、一つのテーマを決めて、先ほどおっしゃっている河川が氾濫したと、そういった場合の対応について、全町域で消防署、南部消防署も巻き込んで災害訓練をやり、机上訓練もやっていくというようなことを計画しております。

災害発生については、今も申しましたとおり、起きないんじゃないかと、もう起きるんだという想定で動いています。先月は、東峰村のほうに出向いて、東峰村の渋谷村長と災害当時の話をしました。

やはり私自身も、建設課に13年、その後地域振興課で農業、山と田んぼ、農政関係の災害に対応したわけですけども、とてもじゃないけども、今起きている朝倉とかあの辺りで起きた災害というのは、起きた状況の中ではどうしようもないと。見せられた写真が積乱雲、こんな大きな積乱雲が、その下に真っ黒なキノコがあるんです。そこで降っている下が東峰村です。あれはどういった、衛星写真なのか遠隔のカメラなのかしれませんが、それがずっと24時間続いている。そういった状況の中で、村長がおっしゃったのが、避難指示を出すには遅過ぎると、それくらい急激に天気が変わったのが、あの朝倉の災害です。

ですから、第一義的に何をせないかんと、人の命を守ることです。財産は後です。そのことを想定しながら、私、就任してからいろんなことをやってきたわけですけども、その中で、防災行政無線のデジタル化で、今回、町長報告の中でやったKBCの（ディーボタン）を活用したライブで町の状況が分かる、避難してくださいというのもそれを見てもらったら分かるようなことを考えておりますし、やっとな役場の非常用電源、3日間もつようになりました。

あとは、議会とお話ししなければなりませんけども、避難所に設置しておりますアザレアホール、オイコス、これ非常用電源ございません。皆さんのよりどころとなる一番の核になる避難所が、非常用電源がないと。これについても、コロナ禍で財政的な問題がありますけども、早急に対応する必要があると考えております。併せまして、須恵区のほうに今準備入っております防災

センター、これは、本当に核になる施設を造る予定でございます。来年度、議会にお諮りしながら、総務課に拡充した消防防災担当室を設ける予定にしております。

ですから、総務課というのは、財政とかいろんな問題抱えておりますので、特化した部分を当面総務課のほうにつくって、そこで対応させながら、将来的には分離できるのであれば担当させていくと。防疫も含めて、コロナも含めてそういったことをやれる課ができればなど。当面は、来年度に向かって室をつくっていきたいと、これ、議会のほうにお諮りしたいと考えております。

災害物資のことを若干触れられましたけども、この件につきましても、今回の災害、雨災害が起きたときに、契約をやっているところと交渉をやって、避難物資の話したんですけど、ないんです。その時点では、ないと。ということは、もう備蓄するのか、新たな大きな物流システムと契約やるのかというようなことも検討課題に入っております。

それと、今年の災害では、総務課長を通じて自衛隊に連絡取っておけということを書いて、即自衛隊から2名派遣してもらって、我々が災害の、要するに解除するまで彼らもいてくれました。だから、いろんな形で、災害を想定した形でやっております。

ため池それと河川については、私も重々承知しておりますので、災害が起きる前、もう起きるだろうというときには、各担当課の課長に言って、とにかく池の棒栓抜けと、河川の、もう農区が言わんでもいいから、もうとにかく倒せと。それで仮に稲に対する補償があった場合については補償するというので、とにかくまず命だということで、担当課に命令しております。

自主防災組織のことをる申されましたけども、自主防災組織を設置してもらって、20行政区につくりたいというのが、我々行政の悲願でございます。

ただ、今現在、台風災害、それと風雨災害程度しかないんです。そうやると、今まで大きな災害、48災のときも持ちこえられた区がいっぱいあるんです。その方々というのが、経験値の中で、まだ大丈夫だろうということで、自主防災組織の設置に対して及び腰というか、まだ行っていないところがありますけども、今後普及啓発活動をやって、町のほうが主導しながら、自主防災組織のほうに財政措置でも何でもしながら、きちんと動いてもらえる組織をつくっていくべく、今、準備に入っております。

これ、御存じかどうか分かりませんが、今現在、皆さんもうタブレットに入っているから分かると思うんですけども、須恵町の体制が、第1配備からずっと第3、第4配備まであります。須恵町だけです、第1配備から町長が町長室にいるのは。なぜか、私、災害経験しているからです。総務課と担当課の課長がいる状況でも、いつ急変するか分からないんです。そのときに、町長、あるいは町長がいないときに副町長を迎えに行っても、先ほどおっしゃった川で遮断されます。命令できないんです。そういった状況で、今年も7日間、役場泊まっております。

併せまして、昨年もそうでしたけども、避難指示あるいは避難勧告出す場合のライブの放送については、区長会で申し上げておりますけども、昼間もそうですが、災害に関する放送について、男性の声で聞こえたら私の声だ。そのときは、自主防災組織に言っているとおりの手順で、まずは公民館とかいろいろ計画なさっている、それに伴って避難してくださいということも申し伝えております。これ、須恵町だけです、やっているのは。

併せまして、避難時の、災害時の命令系統の一元化を図っております。これも須恵町独自ですけども、いろいろ災害現場を持っている部署、分かれています。農政、上下水道、建設、これがばらばらに動く大きな被害を招きます。ですから、最も道路とか河川とか全てのことに熟知している都市整備課長を、災害が起きたときのトップリーダーにして、農政あるいは上下水道に関しても、この都市整備課長の命令の下に動くようにしています。それに伴って、消防と一緒に動いている。これも、団長たちともお話ししております。これも、須恵町独自のシステムでございますので。

併せて情報提供について、60何%とおっしゃっていましたが、当然このことについては、今の議会事務局長が総務課長時代に、るる話を進めまして、全ての町民ですよ、その行政区で組合に入っていない人も情報提供しようと、そのためには自主防災組織をつくる必要があったんです。そういうことによって、そこに委託することによって、情報提供ができる。そうすることによって、障害を持った方、あるいはハンディがある方、高齢者の人たちも救ってくださいと。

そのときに、先ほどから問題になっている、こういったことができるんですよ、だから、組合に入ったほうがいいですよということにもどうぞ使ってくださいと。ただ、どこに誰々さんがいらっしゃる、どういった障害持っている、これは守秘義務ですということ、20行政区の自主防災組織にはお願いしております。

自主防災組織、15万円とおっしゃいましたが、一番最初20万円出しているんですよ。それは、動いてもらうために、目を向けてもらうために、全ての行政区を巻き込むためにやったんです。これからは、どんどん変わっていくと思います。それも総務課を中心にしながら、行政区長会とも話を進めながら、災害は起きるんだというのをテーマに、自主防災組織は別組織でつくってくださいということを今もお願いしています。ですから、これは、今始まったばかりの組織ですけども、絶対必要な組織だと思っております。

災害に関しては、私は起きると思っております。起きることを想定した上で、まず何するんだと、人の命を救うんだと、その後です、いろんなことをやるのは。

今おっしゃったハザードマップ関係についても、後で質問なさった分については、議員各位にはお渡ししますが、ハザードマップも必要でしょうけども、それよりもまず避難してもらうこと、これがもう私からの切なるお願いです。そのために、自主防災組織とともに、それと消防

団とともに、議員各位とともに災害に対しては、常に臨場感を持って、平時でも私はこのことについては常に思いながら、今現在進んでおりますので、議員各位の理解を仰ぎながら、これからも一つずつ見つけながら、一人でも多くの命を救うように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 町長の災害に対するすごい思いを感じました。それで、一応議員全員に、今質問した内容のようなことを頂けるといってございますが、やはり浸水想定区域図、参考図面であっても、議員が知らないということはちょっとまずいかなと思ったりもしますし、ため池のハザードマップも、もうもらっているのであれば、どういう地域がどのぐらいの水深で、どのぐらいの影響があるんだということを、やっぱり私たちもみんな知っていて、住民に知らせるのはここ二、三年かかるとは思いますが、そういうこともしっかりと教えていって、教えてというか、皆さんに配っていただかないといけないかなと思って、ちょっと私のほうも言わせていただきました。

また、やっとなら20区のほうで防災組織ができて、これから別組織でまた今度はつくっていただくというほうにシフト変換もしていかないといけないのかなというふうに思っておりますので、まずは取っかかりの20区が、まずはできたという段階で、補助金に関しても今後検討、いろんな形でされるんだろうという理解を深めております。

それと、自衛隊まで、今回は2名の方が待機されていたということも知りませんでしたので、そういうことでいろんな想定を基にやっていたらいいということには、非常にありがたいなと思っておりますし、住民のほうも、いかなる災害がいつ起きるかわからないということで、避難指示が出たときは必ず逃げてくださいということを自覚できるような体制を、住民にも十分周知していただかないといけないかなと思っております。

まず、自分の地域でどれぐらいの時間で避難ができるのか、どういう経路を通ったらいいのか、どのタイミングで避難するのかということが、命を守るためには必要だと思いますので、今後もそういう情報を町のほうから流していただけるようお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。昼食休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩へと入ります。再開を13時20分といたします。休憩に入ります。

午後0時17分休憩

---

午後1時16分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 昼食後、最後の一般質問になります。本日、トリを務めさせていただきます、3番、稲永辰己でございます。

○議長（松山 力弥） マスクを取ってください。

○議員（3番 稲永 辰己） 昨年、各組合において自主防災組織が設立され、各組合の区長さんが、有事に備えて当該地区の様々な情報を収集されてあると思います。また、民生委員の方も、高齢者や障害のある方、子育てや介護をしている方などの見守りをされてあります。

以前、民生委員の方とお話する機会があり、行政からの情報として、住民基本台帳のデータから抽出したものを参考に活動されているとのことですが、データと実際が一致しないことがあるとのことでした。例えば、独居となっているのに、子供さんが同居されてあったりすることがあるそうです。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めてあるわけですが、守秘義務があり、知り得た情報を外部に漏らすことはできないことになっています。

また、民間では、買い物難民対策として、移動スーパーを実施しているところがあります。須恵町では、株式会社Aコープ九州須恵店において、今年度から移動スーパーとくし丸を導入され、移動手段のない買い物弱者のもとへ食料や生活雑貨などを送り届けてあり、高齢者の見守りを含めた事業展開をされてあります。ちなみに、11月末現在で118件の取引があるそうです。

このような民間企業との連携によって得られる情報を共有して、有事に備えることができるのではないかと思います。

コロナ禍にあり、近隣住民との交流なども制限されている昨今、ますます情報の共有化が必要だと思えます。そのようなことを踏まえて、通告書に従いまして質問させていただきます。

須恵町では、少子高齢化が進んでいます。また、高齢者の自動車事故の増加に伴い、運転免許証の返納への取組も行われています。好きなときに好きなところへ行けず、高齢者の行動範囲は限られてしまうのではないかと思います。

加えて、独居老人や肢体不自由者等の方々に対しても、生活の面や防災の面から、情報の共有化が必要だと思えます。

個人情報という難しい問題もあると思いますが、命を救うという点で大変重要なことだと思

ます。つきましては、防災時に備える情報の共有化について町長のお考えをお尋ねします。

防災時の情報の共有化について、1、行政、自主防災組織、民生委員、民間企業とのネットワーク構築の考えはありますか。参考といたしまして、北九州市のいのちをつなぐネットワークを参照してください。

2、防災時に備えるための情報の共有化に伴う守秘義務や個人情報保護法の見解について。

買い物弱者への対応について、3といたしまして、中小企業向けに、福岡県移動スーパー参入促進費補助金という制度がありますが、導入の検討はされるでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川 聡士） それでは、私のほうから、質問要旨1について御説明させていただきます。

高齢者等の見守りにつきましては、幾つか取組がございます。まず、民生委員協議会を中心とした、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センターとの連携、次に、新聞、ガス、電気、郵便、一部のコンビニ、食料品の宅配、保険会社など、企業による高齢者の見守り協定の締結、地域に起きましては、須恵町シニアクラブ取組の高齢者相互支援活動による見守り活動がございます。

自主防災組織につきましては、先ほど説明のとおりで、それぞれの見守りネットワークを構築しております。

今後の取組についてですが、介護保険制度の地域支援事業に、介護予防、日常生活支援、見守り活動を含んだ生活支援体制整備事業がございます。生活支援体制整備事業は、高齢者の生活支援体制を整備するため、生活支援コーディネーター、現在、社会福祉協議会の地域係職員が担っておりますが、地域の情報を収集し、社会資源の把握、ネットワークの構築、ニーズと取組のマッチングを行うことで、日常生活上の支援体制を一体的に図ることを目的としております。

地域の活動におきましては、コロナ禍により状況が変わっておりますので、12月に小学校区の区長会を開催し、年度内に介護予防、生活支援、見守り活動を中心とした高齢者の生活支援体制の実態調査を行うこととしております。その後、必要に応じまして協議し、地域包括ケアシステムでのネットワーク構築を目指すこととしております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 次に、諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、2番目の防災時の情報の共有化に伴う守秘義務や個人情報保護法の考え方についてでございます。

災害対策基本法に基づいた防災施策として、平成30年9月に、須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例を制定いたしました。この条例に基づき、避難行動要支援者名簿を自主防災組織に

提供しており、災害時の安否確認や災害情報の伝達、避難誘導などに役立てていただくようお願いしております。

これらの使用目的以外の名簿の利用はできませんし、これらの個人情報を利用する方に対しては、当然ながら守秘義務があるということでございます。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、甲能地域振興課長。

○地域振興課長（甲能 裕和） 3番の福岡県移動スーパー参入促進費補助金の導入検討についてお答えいたします。

この補助金は、移動販売車で日常の買い物が不便な地域を巡回し、地元スーパーの食品や日用品の販売を行う移動スーパーに取り組む事業者の支援としての事業に要する経費の一部を補助することとなっております。

食品や日用品などの買い物の場を提供し、買い物に困っている高齢者等の購買意欲を高め、消費を喚起することで、地域経済の活性化を図ることを目的としております。

補助対象者は、地元スーパー、移動販売事業者となっております。

補助率といたしまして、経費の3分の1以内または150万円のいずれか低いほうとなっております。ただし、県が補助事業者に対する交付金の額は、市町村が事業者に対し補助する額の同額以内となっております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、売上げが前年同月比15%以上減少している補助対象事業者については、補助率の優遇や補助限度額のかさ上げがあります。

ただ、県の補助制度を利用する要件の一つに、市町村から補助を受けることが条件となっております。町独自の補助制度をつくり、制度に基づいて町に補助申請を行った事業者が、県の補助対象になれるということになっております。

須恵町において、それぞれの地域に地元スーパーが点在しており、買い物が不便な地域までとは至らないのではないかと考えております。

また、今のところ移動スーパー導入に関心を示されているなどの意見はないと報告を受けております。

しかしながら、自動車の運転ができないなど、移動の困難な高齢者もおられます。民間の宅配サービスの利用や買い物を代行してもらうなど、その方々が様々な形で対応されていることを認識はしています。

そのような観点から見ますと、実際に品物を見て買い物をしたいという高齢者のニーズに対し、移動販売車による取組は有効であるかと考えております。

町といたしましても、今後、事業者から参入の動きがあった場合は、積極的に情報提供を行う

などの協力と、町の補助制度の導入の検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 稲永君。

○議員（3番 稲永 辰己） 今、福祉課、課長さんから、ネットワークの構築の考えということでお尋ねしたところで、取組があるということでお答えいただいたんですが、私がこの件を質問しようと思った時点で、ホームページ等を検索したときに、そのネットワークらしきものが検索できなかった、検索の仕方が悪かったのかもしれないけれども、ちょっと探すことができなかったということで、分かりやすく北九州市のこういったものが、いのちをつなぐネットワークというような表示の仕方ではホームページのほうに公開されてあったので、こういった形で分かりやすく紹介していただければなということを感じました。

個人情報保護法の見解についてなんですけれども、須恵町個人情報保護条例ということの中に、当該実施関係機関以外の者への情報の提供はしてはならない。しかし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではないというところで、4番目に、個人の生命、身体、健康、生活または財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるときは、その情報の共有をしていいのかなというふうに判断をしたんですけれども、しかるべき人がしかるべき情報を知っておかないと、いざ有事が起きたときに対応できないのではないかなということで、この質問をした次第でございます。

個人情報保護法という法の下で守られているように見えて、実際はその人は孤立無援の状態に陥っている可能性というのがあるのではないかなということで、その辺をちょっと危惧するところであります。

ですから、有事に備えるための情報を共有するために、例えば、民間企業さんたちと情報を共有するネットワークがあるということでもございましたので、その辺の情報の共有化の活性化と言ったらおかしいですけれども、そういったこと取組をされたほうがいいのかなというふうに感じております。

何でこんなことを申しますかといいますと、実際、私の組合の中で孤独死をされた方がいらっしゃって、その方の新聞受けには、新聞が何週か分かが郵便ポストに入ったままだったということがありまして、そういったことが町のほうには情報が流れていないで、何日かたってその方が発見されたという事案がありました。そういうことも含めて、そういうことがないように、情報の共有化をしていかれたらいいのかなというふうに思っております。

移動スーパーに関しましては、今、実際Aコープが118件契約をされて、今、実際に動いているわけなんですけれども、今後またAコープのほうでは、第2弾のとくし丸を増設する考えがあるというふうに聞いております。また、そういう状況の中で、高齢者もどんどん増えていくの



は止められないと思いますし、買い物難民と呼ばれる方が増えていくのではないかなということ  
で、そういうところを踏まえてこういった取組をさせていただければ、買い物難民の解消になる  
のではないかと思います。

一応、私が聞いた中では、実質そういったことが須恵町の中で動いているということを確認で  
きましたので、私の質問は、これで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（松山 力弥） これにて一般質問を終結します。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、13時45分より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、12月11日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後1時33分散会

---

議事日程(第1号)

令和2年12月11日 午前10時00分開会

- 日程第 1 発議第 2号 児玉求議員に対する懲罰動議  
追加日程第1 閉会中の継続審査
- 日程第 2 議案第95号 須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について  
日程第 3 議案第96号 須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例  
日程第 4 議案第97号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 5 議案第98号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第 6 議案第99号 財産の取得について  
日程第 7 議案第100号 財産の取得について  
日程第 8 議案第101号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第7号)  
日程第 9 議案第102号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第10 議案第103号 令和2年年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
日程第11 議案第104号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第12 議案第105号 令和2年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)  
日程第13 委員会の閉会中の継続調査について  
日程第14 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 発議第 2号 児玉求議員に対する懲罰動議  
追加日程第1 閉会中の継続審査
- 日程第 2 議案第95号 須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について  
日程第 3 議案第96号 須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例  
日程第 4 議案第97号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 5 議案第98号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第 6 議案第99号 財産の取得について  
日程第 7 議案第100号 財産の取得について  
日程第 8 議案第101号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第7号)  
日程第 9 議案第102号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第10 議案第103号 令和2年年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第1 1 議案第104号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第1 2 議案第105号 令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第1 3 委員会の閉会中の継続調査について

日程第1 4 議員の派遣について

---

出席議員（14名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
会計管理者	合屋浩二	子ども教育課理事	御手洗文生
地域振興課長	甲能裕和	上下水道課長	稲永勝章
健康増進課長	今泉英明	住民課長	合屋真由美
福祉課長	吉川聡士	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	平山幸治	社会教育課長	安河内ひとみ
税務課長	横山剛	住民課参事	百田敦
総務課参事	舛本直明	まちづくり課参事	船井弘喜

子ども教育課参事	吉 本 孝 治	総務課課長補佐	白 水 婦 美
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。今日は、今年最後の本会議になっておりますけども、今年にはコロナ禍のおかげで臨時会、また定例会でいろいろ迷惑をおかけしましたけども、最後の議会になっておりますので、慎重審議のほう、よろしく願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

ここで、本会議中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

本日、12月11日午前9時より議会運営委員会を開催し、児玉求議員に対する懲罰動議について協議いたしました。この懲罰動議は地方自治法及び会議規則に基づき9日水曜日、文書をもって議長宛てに提出されておりますので、本日の議事日程に追加をしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） これより議事に入ります。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第99号及び議案第100号は関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

### 日程第1. 発議第2号

○議長（松山 力弥） 日程第1、発議第2号児玉求議員に対する懲罰動議を議題とします。

これは、須恵町議会会議規則第101条の規定に基づき、文書をもって所定の発議者が連署して、議長である私に提出されております。ここで、地方自治法第117条の規定に基づき、児玉求君の退場を求めます。児玉議員の退場を求めます。（「発言はできないですか」の声あり）退場を求めます。

それでは、提出者の説明を求めます。1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。児玉求議員に対する懲罰動議。

表題の件、以下の理由により、児玉求議員に対し懲罰を課せられたく、地方自治法第135条第2項及び須恵町議会会議規則第101条第1項の規定により提出します。

提出理由。令和2年12月8日の第4回定例会本会議一般質問において、児玉求議員は適法に議事運営を進める議長に対し、越権行為と誹謗を繰り返すばかりではなく、根拠ない自説を主張して長時間にわたり議事の進行を妨害しました。これは、須恵町議会会議規則第100条に定め

る議長の秩序保持権を犯す行為であり、到底許されるものではありません。

さらには、地方自治法第104条に定める議長の議事進権並びに同129条の秩序保持権に反する違法行為です。なお、懸念されるのは、児玉求議員から違法行為に対する反省が得られない以上、これからも悪質な行為を続けていくことが想定されることです。

また、同議員は法規則を守る意識に欠けることはもとより、自己中心的な言動、ふるまいを好き放題にしていますが、これは議員としての資質に欠け、須恵町議会の民主的なルールによる運用を損なうものです。よって、児玉求議員に反省を促すためにも、懲罰を科せられたく、本動議を提出するものです。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。ここで、児玉求君より一身上の弁明をしたいと申出がっております。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議ありと認めます。異議がありますので、起立によって採決を行います。弁明の申出に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立なし〕

○議長（松山 力弥） 起立なしであります。よって、児玉求君の一身上の弁明の申出は同意することは否決されました。

これより発議第2号について質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、本件は須恵町議会委員会条例第4条の3の規定に基づき、動議の提出とともに6人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置され、須恵町議会会議規則第102条の規定により、本件を懲罰特別委員会に付託することとしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

児玉求君を除く全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

再開を、児玉求君を除く全員協議会終了後といたします。休憩に入ります。

午前10時09分休憩

-----  
午前10時13分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。懲罰特別委員会の委員の選任については、須恵町議会委員会条例第5条第3項の規定により、今村桂子君、三上政義君、田ノ上真君、猪谷繁幸君、世利孝志君、白水春夫君、以上6名を指名いたします。よって、ただいま指名いたしました6名を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、以上6名が懲罰特別委員会の委員に決定しました。

ここでお諮りします。懲罰特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。委員の方は、第一委員会室に御集合ください。暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

-----  
午前10時25分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

懲罰特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。  
まず、委員長に猪谷繁幸君、副委員長に白水春夫君に決定しました。

---

#### 追加日程第1. 閉会中の継続審査

○議長（松山 力弥） お諮ります。ただいま懲罰特別委員会の猪谷繁幸委員長より、閉会中の継続審査申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、閉会中の継続審査を議題とします。

懲罰特別委員会の猪谷繁幸委員長において、審査中の事件について、須恵町議会会議規則第70条の規定により、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、委員長申出のとおり継続審査とすることに決定しました。

ここで、児玉求君の入場を認めます。

---

## 日程第2 議案第95号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第95号須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第95号須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、須恵町まち・ひと・しごと創生推進計画が令和2年11月6日に内閣総理大臣に認定されたことに伴い、須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金を設置し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例、いわゆる企業版ふるさと納税に活用するため、当該条例を制定する必要性が生じたので、提案するものでございます。

2ページをお願いします。

基金条例制定に必要な事項を定めています。第1条に基金の設定について、第2条に積み立てる額について、第3条に基金の管理について、第4条に基金の運用から生ずる収益の処理について、第5条に繰り替え運用について、第6条に基金の処分について、第7条に必要な事項は町長が別に定めるとしてあります。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 3条の2に有価証券の運用がありますが、3つお尋ねします。運用はどういうものか、投資企業の利回りか株売買のどちらか、そしてどの課が受け持たれるのか。

3番目に投資ではなく安全運用の利回り投資をお願いしたいと思いますが、投資に関しては利回りということでしょうか。

この3点について、お尋ねします。

○議長（松山 力弥） 児玉議員、審議についての内容についてじゃなくて、委員長はこれについての報告をしておりますので、その内容については委員長は答える必要ないと思いますけど。

○議員（7番 児玉 求） 委員長が答えられなければ、各担当課でお願いいたします。（「答えなくていい」の声あり）お答えをお願いします。



- 議長（松山 力弥） その件については、個別に聞いてもらえますか。
- 議員（7番 児玉 求） この議場の中で私は、文教ですので、聞いておりませんので、この場でちょっとお聞きしたい。
- 議長（松山 力弥） 提案理由の説明のときに、それとあれが入っているでしょ、概要書が。それで納得してもらわん限りは、もう各自、担当課のところに行って説明を聞いてください。それでよろしいですか。
- 議員（7番 児玉 求） いや、よくないですよ。今、この議場の中で、何で、問題ないことじゃないですか、それをちょっと聞くことが。
- 議長（松山 力弥） いやだから、担当課で行って聞いてください。委員長に聞くのは審議についてのことですから、内容については委員長はそこまで答える必要ないと私は思います。委員長の報告に対しての質疑でございます。
- 議員（7番 児玉 求） いやだから、こういう質問は、じゃあ変えます。こういう質問がございませうですか。有価証券の運用はどういうふうにするか、利回りにするのか、株の売価とするのか。どの課が受け持つのか、その運用に関しては安全なもの。株の売買じゃなくて安全株の利回りをやっていくと、そういうことが聞かれたかということに対してお答えください。
- 議長（松山 力弥） 11番、田ノ上真君。
- 総務建設産業委員長（田ノ上 真） ただいまの質疑ですが、基金の運用について伺いたいというものだと思いますが、それであるなら、総務建設産業委員会の審査前にそういったことを、ぜひ聞いていただきたいという旨の申出を私にするべきだったと思います。伺いたい事項があるなら、ただいま議長が申し上げたように担当課に行って聞けばいいと思います。
- 以上でございます。
- 議長（松山 力弥） 田ノ上委員長、その審議をしたのかしないのか。
- 総務建設産業委員長（田ノ上 真） その審議はしておりません。以上です。
- 議長（松山 力弥） よろしいですか。
- 議員（7番 児玉 求） それがどういふふう、根本的に3つの問題、3番目がこの投資する場合において、安全株……
- 議長（松山 力弥） 児玉議員、あなたの質疑に対して、したかしないかの返事でしたので、今していないという答えでございましたので、今言うように、担当課に行ってあとで聞いてください。私からの申出でございます。よろしいですか。
- 議員（7番 児玉 求） いやだから、これ安全に投資がされると、利回りをすると売買をして利益を得るのということに関しては、全く賛成と反対と……
- 議長（松山 力弥） ちょっと待って。あなた意味分かってない。だから、その細かいことにつ

いては審議してないと言っているから、担当課に行って聞いてくださいと。

○議員（7番 児玉 求） 今、採択するやないですか。だから、質疑のときでなかった分が今、本会議の中でこういうことについて尋ねたいということであるんで。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告に対する質疑って言っとるでしょう。あなた意味分からんかね。お願いしますよ。じゃあ討論の中で言ってください。反対であれば討論の中で言ってください。いいですか。審議されてないなら、私は納得しませんとか何とか言って、そこら辺でやってもらえないですか。いいですか。

○議員（7番 児玉 求） はい。

○議長（松山 力弥） これにて質疑を終結いたします。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。はい、児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について。株式の利回り運用ではなく、株式の売買等であれば、損失の可能性が大きくなります。町の資金は安全な利回りですべきであり、株の売買であれば反対討論といたしますが、まだはっきり確認できておりませんので、保留でしたいと思っています。

○議長（松山 力弥） 保留ということは反対ということですね。

○議員（7番 児玉 求） 保留は保留です。

○議長（松山 力弥） 今日、採決しますよ。保留は反対ということをお認めます。

よって、これにて討論を終結します。よって、議案第95号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第95号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第95号須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第96号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第96号須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第96号須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例について。

総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

本条例の表題は空き地等としていますが、皆様御承知のとおり空き家対策を主眼とした改正で

ございます。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、空き家対策の推進に関する特別措置法に順じ、特定空き家等の規定を追加することに加え、新たに長屋及び共同住宅の規定を定めるため、当該条例の全部を改正するものです。

2ページをお願いします。

内容は、第1条、空き地及び空き家等の管理に関し、必要な事項を定め、町民が健康で、安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とすることを定めております。

第2条では、第1号から第6号まで、本条例における文言を提議します。特に第2号では、構築物の中で空き家等の長屋及び共同住宅の10号を明記しております。

第3条、所有者等の責務。

第4条に情報提供、そして第5条立ち入り調査から第13条の代執行まで、先日の全協において、フローチャート図を用いて説明したとおりの流れでございます。

第14条に緊急措置、第15条で警察その他の関係機関との連携、第16条以下は審査会設置に関する諸規定を定めています。

第24条では、第9条の規定による命令に従わず、必要な措置を講じなかった者は5万円以下の過料に処することを定めています。

6ページ、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

質疑として、冒頭でも述べましたが、表題を空き地等から空き家等に変更られないものかという質疑がございました。回答として、改正する既存の条例の表題が空き地等とされているので変更できないというものでした。

ほかに過料について、差し押さえなどは考えているかというものでございましたが、回答は煩雑な手続になると。ほかの自治体においても、通常5万円の料金を課している例が多いというものでございました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第96号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第96号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第96号須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第97号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第97号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第97号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、須恵町附属機関に須恵町特定空き家等審査会及び須恵町生涯支援区分認定等審査会を追加するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページ、新旧対照表で説明します。改正の内容としましては、別表第2条関係の附属機関の名称、須恵町空き家対策協議会の次に、須恵町特定空き家等審査会を追加し、福祉計画策定委員会の次に、須恵町生涯支援区分認定等審査会を追加するものです。その他は、字句の改正です。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

採決の結果、総務建設産業委員、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第97号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第97号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第97号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第98号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第98号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第98号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

提案理由として、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによるものです。

今回の改正は、個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者にかかる軽減判定所得基準の見直しを行うものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第25条、国民健康保険税の減額では、第1号から第3号の国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を現行33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものです。

次の4ページ、附則。

第2項は軽減判定基準の見直し直した既定の整備を行っています。

2ページに戻ります。

第1校で、この条例は令和3年1月1日から施行するとし、第2項でこの条例による改正後の規定は令和3年後年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までは従前の例によるものとしております。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第98号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第98号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第98号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第99号

#### 日程第7. 議案第100号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第99号及び日程第7、議案第100号財産の取得について、以上2議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第99号財産の取得について、総務建設産業委員会の審査報告をします。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

取得する財産、コミュニティバス1台、取得の方法、特命随意契約、取得価格2,268万2,370円、契約の相手方、福岡県福岡市東区箱崎ふ頭2丁目2番26号九州日野自動車株式会社、代表取締役 柴垣勇。

現在、ポンチョと呼ばれる低床のノンステップバスが2台あり、令和3年10月からの新ルート再編に伴い、新規車両が1台追加されます。この低床のノンステップバスの製造販売を行っている会社が、日本国内では日野自動車株式会社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号の規定により、特命随意契約とするものです。11月30日、仮契約が締結されており、議決日をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

総務建設産業委員、全員賛成で可決です。

続きまして、議案第100号財産の取得について、総務建設産業委員会の審査報告をします。

取得する財産、小型コミュニティバス1台、取得の方法、特命随意契約、取得価格900万円、契約の相手方、糟屋郡志免町南里4丁目16番1の2号、福岡トヨペットが株式会社志免店、店長 村上祐二。令和3年10月からの新ルート再編に伴い、不便地域に対応できる10人乗りコミュニティバスが新たに購入されます。

10人乗り車両の取扱い業者の中で、コミュニティバス使用への改造に対応できるのか、トヨタ自動車のみであるため、地方自治法施行令第167条の2、第1項第6号の規定により、特命随意契約とするものです。11月27日、仮契約が締結されており、議決日を持って契約の効力が生じ、本契約となります。

質疑をとして、改造にかかる金額についてのものがございました。回答は、ポンチョが改造費530万円、ハイエースが490万円というものでした。そして、改造にかかる期間についての質疑に対し、回答はコロナの影響も考慮して、6か月から9か月かかるというものでございました。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第99号及び議案第100号について質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第99号について、討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第99号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第99号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第99号財産の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第100号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第100号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第100号財産の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第101号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第101号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第101号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第7号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億6,036万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億4,699万2,000円とする。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

地方債の補正第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正により、債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は第3表、債務負担行為補正によるとしています。

予算審査特別委員会は、議員全員での審査のため、詳細につきましては省略をいたします。

質疑として、職員、会計年度職員の期末手当の減額についての質疑では、0.05月分の減額で、職員分275万5,714円の減額、会計年度職員54人分49万4,527円の減額との回答がありました。

新しい生活様式、地域活性化事業のタブレット購入費についての質疑では、タブレットの入れ替え時期でもあり、コロナ対策として庁舎内、議員関係の非接触の対応としてタブレットを購入するとの回答がありました。

ふるさと応援寄附金事業についての質疑では、業務委託先はアースグロー株式会社に委託。ポータルサイトを使用し、全国ネットで配信できる企業である。返礼品の総量は1通1,060円で2,400通プラス消費税を予定しているとの回答がありました。

コロナウイルス予防接種の詳細についての質疑では、来年6月以降になると思われるが、交代

を付けるため、2回の接種を行う。国から示される基準により順位付けを行い、接種される方に接種期間などの説明が記入されたクーポン券を随時町から配布し、個別に病院で摂取する予定ですとの回答がありました。

観光振興事業宿泊税県補助金についての質疑では、補助金は全域に案分で振り分けられ、宿泊施設が充実して、観光産業が活性化すれば、補助金が増額するなど、基準があるとの回答でした。

財源として使用されている寄附金についての質疑では、ふるさと納税の分が充てられているとの回答がありました。

青少年健全育成支援団体補助金についての質疑では、須恵町の企業6団体で構成する須恵町青少年アンビシャス応援団への青少年育成アンビシャス事業への補助金で、企業版ふるさと納税を活用しながら活動していくとの申出があったための計上です。この企業の方々からは、企業版ふるさと納税をしていただいているとの回答がありました。

討論では、反対討論として、予算に職員の期末手当が減額になっており、賃金の減少は景気回復を妨げるものでしかないと、職員の期末手当を減額すべきではないとの討論がありました。

以上、採決の結果、予算審査特別委員会、賛成多数で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので質疑を省略し、これより議案第101号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案101号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第7号）について、反対討論をいたします。

私は一般職の期末手当0.05月分の減額に反対しております。公務員の給与は民間企業の基準となるものです。コロナ禍の中で民間のボーナスが下がるので、公務員も下げるという人事院の勧告は全く逆行するもので、さらに民間企業のボーナスを下げるもので、コロナ禍で購買意欲の低下を招き、消費がさらに冷え込み、ますます景気が悪化いたします。一般職の期末手当は減額すべきではありません。

よって、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論はありませんか。田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 本補正予算、一般会計の補正予算についての賛成討論をさせていただきます。

今回の補正予算、ずっと話題になっていたのは人件費のことばかりだったんですけど、これはよくよく考えていけば、ふるさと納税に関する、この応援寄附金が大幅に増額されるという、須恵町の収入構造がこれでまた変わっていくかもしれないという、大変意欲的な予算組であるというふうに高く評価すべき予算ではないかと思うものでございます。

なお、人件費に関しても議論があったので、これも私としましては、公務員ばかりがこの不況



の中で給料が下がらないというのはいかがなものかと。

また、人事院勧告は民間の給与を基準にして公務員の給与について変更を求めるものではなかったかと私は思っておったんですが、先ほど何か違うような発言がありましたので、不可解に思っているところでございます。公務員も民間が苦しんでいるときは、やはり給料を減らして、そして同じ気持ちになって再び景気を上げて行こうという、そういう意気込みが大事ではないかと思っております。

もちろん、景気に対して云々という話もございましたが、じゃあどれほど景気に影響が与えられる減額になっているかというのも、よくよく考えての議論をすべきじゃないかと思っております。

私は、この補正予算に賛成でございます。

○議長（松山 力弥） ほかにありませんか。——これで討論を終結します。よって、議案第101号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第101号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第101号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第7号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。休憩に入ります。

午前11時04分休憩

-----  
午前11時12分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第9. 議案第102号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第102号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第102号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。別冊の令和2年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,556万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億4,279万7,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページ第1表歳入歳出補正予算によるとしています。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。5款1項他会計繰入金46万2,000円の減額補正は、職員の人事異動に伴う給与等繰入金の減額と令和元年度普通交付金の精算に伴うその他一般会計繰入金の増額によるものです。

6款1項繰越金6,603万1,000円の増額補正は、収支調整のための前年度繰越金です。

続いて歳出です。8ページ、9ページをお開きください。

1款1項総務管理費313万1,000円の減額補正は職員人事異動及び人事院勧告の実施に伴う人件費の減額と郵送料の不足による増額です。

3款4項過年度給付金分16万円の増額補正は、令和元年度の退職被保険者の国民健康保険事業費納付金の精算による不足分の追加納付金です。

6款1項保健事業費1万1,000円の減額補正は、フルタイム会計年度任用職員期末手当の人事院勧告の実施によるものです。

8款1項償還金及び還付加算金6,855万1,000円の増額補正は、保険税過誤納還付金の決算見込みによる増額と、令和元年度普通交付金の超過分返還による増額です。

討論では、年間のボーナス減額や購買力の低下になり、景気の後退になるなど、職員の期末手当の減額は反対するとの討論がありました。賛成討論として、コロナの影響により各事業所、事業者は非常に厳しい状況であり、ボーナスどころか給料もないような状況である。そのような中で、公務員だけがボーナスを減額しないということは、住民の皆さんに理解していただけないかと思う。

また、さらに期末手当減額に伴う改正条例を可決しており、それに従い、今回補正予算が組まれているものであるとの討論がありました。

以上、文教厚生委員会賛成多数で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長、3款4項過年度給付金ではなくて、過年度納付金の間違いですね。よろしいですか。

○文教厚生委員長（三角 栄重） ごめんなさい。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありま

せんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第102号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、反対討論をいたします。

補正予算では、職員給与、期末手当の減額があります。公務員会計年度職員の減額はコロナ禍の中、民間のボーナスの減額など影響し、消費の低下につながり景気をさらに冷やします。期末手当は下げるべきではありません。

よって、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論はありませんか。川口君。

○議員（6番 川口 満浩） 議案第102号について賛成討論を行います。

新型コロナウイルス感染症による経済、企業への痛手は大きく、この1年の業績悪化で生活環境、給料等に影響し、年末の賞与を減らされる、ましてや出せない状況の中にあります。

職員も町民に寄り添う業務、心も必要と考えます。また、賛成多数で可決している条例による補正です。

以上の理由で、議案第102号の賛成討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかにありませんか。——これで討論を終結します。よって、議案第102号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第102号は委員長報告のとおり、決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第102号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 議案第103号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第103号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第103号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査を御報告いたします。別冊の令和2年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度の須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ124万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億6,875万2,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出補正予算によるとしています。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。3款1項他会計繰入金223万3,000円の減額補正は、職員の人事異動に伴い、一般会計からの人件費分の事務費繰入金を減額するものです。

4款1項繰越金78万9,000円の増額補正は、前年度繰越金で収支調整のため、増額するものです。

6款1項国庫補助金19万6,000円の増額補正は、歳出の後期高齢者医療システム改修に対する国庫補助金です。

続いて歳出です。8ページ、9ページをお願いします。

1款1項総務管理費124万8,000円の減額補正は、職員の人事異動及び人事院勧告の実施による人件費の減額と高齢者医療制度の見直しに伴う後期高齢者医療システム改修業務委託料の増額です。

討論として、職員の期末手当の減額は、コロナ感染症の拡大で経済が後退の中、さらに景気を冷え込ませるので反対すると討論がありました。

以上、文教厚生委員会賛成多数で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、反対討論いたします。

国保会計と同様に職員給与の減額は、このコロナ禍において景気を冷やすというふうに思っております。

よって、反対討論いたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論ありませんか。男澤一夫君。

○議員（1番 白水 春夫） 議案第103号、賛成討論いたします。

コロナ禍の中、人事院勧告に基づいての減額であり、また3月議会でも賛成多数で可決したものでありますので、賛成討論いたします。

○議長（松山 力弥） ほかにありませんか。世利孝志君。

○議員（8番 世利 孝志） 私も賛成討論をいたしたいと思っております。

さっきから、ずっと給与関係のことで出ておりますので、大体同じなのですが、先ほどの一般会計のときにも、人事院勧告の件についてちょっと間違った報告をしましたので。あくまでも人事院勧告というのは、一般企業に合わせて公務員の金額を決めるということで、常に一般企業よりも上がらないような形で自制するものであります。

最近、このコロナ禍のこともありますし、人事院勧告に基づいて是正するための減額でございますので、この補正予算につきましては賛成いたします。

以上です。

○議長（松山 力弥） ほかにありませんね。——これにて討論を終結します。よって、議案第103号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第103号は委員長報告のとおり、決定することに御賛成の方、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第103号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 議案第104号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第104号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第104号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。補正予算書をお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ12万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,512万7,000円とする。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

6ページをお願いします。

6款繰越金は、収支調整となっております。

7款還付消費税は、消費税確定申告による減額補正です。

8ページをお願いします。

歳出は、1款総務費は、人事異動に伴う人件費の減額補正です。

2款下水道事業費は、人事異動に伴う人件費の増額補正です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第104号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第104号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第104号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第12. 議案第105号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第105号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第105号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。補正予算書をお開きください。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをお願いします。

実施計画内訳書の支出ですが、第1款第1項営業費用2,912万7,000円の減額は、人事異動に伴う人件費の減額と水道ビジョン策定業務及び水道事業経営戦略策定業務委託の延期による減額です。

採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第105号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第105号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第105号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第13、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の企画・構成について、総務建設産業委員会より都市計画業務について、文教厚生委員会より町立図書館の運営状況について。

以上、各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第14. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第14、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などにより字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、12月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後1時より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和2年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時34分 閉会

---

# 会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 3 番 稻 永 辰 己

署名議員 5 番 藤 野 正 剛